

「一々一マス／＼ヒヨーマン論争

— [政治的支配と論議倫理]

水井健三

〔解説はじめ〕

ハルクール論説がおたのは、一九七一年の（新世の哲学マガジン）『マルクール』誌に掲載された、政治哲学（政治的支配と論議倫理）に関する、次の三つの論説である。

(1) ローリー・スパemann『支配が心の自由ふくらむ一トマト』

Robert Spaemann, "Die Utopie der Herrschaftsfreiheit", aus: "MERKUR", Nr. 292, August 1972

(2) ハルケン・一々一マス『新政治哲学』一トマト

（一々一マス／＼ヒヨーマン論争

Jürgen Habermas, "Die Utopie des guten Herrschers", aus: "MERKUR", 1972, S. 1266-1273, (Jürgen Habermas, "Kultur und Kritik", Frankfurt/M,

1973, S. 378 ff.)

(3) ローリー・スパemann『返信』

Robert Spaemann, Replik, ibidem, S. 1273-1278

(1) は、ローリー・スパemannが、新世（一九七十年代初頭）ハルケン・一々一マスによく影響されたことだ、理性的（如意）の（先取り）を闇する論議が念頭に置かれて、古典的政治理論（ペリスティク、アリストトネイク）の伝統を踏み外し、〈政治的支配〉の理念に関する皿の所説を、詳論

したものである。

「シュペーマンは、その略歴によると、一九二七年、ベルリーンに生まれ、ミュンスター大学に於て哲学、神学、政治学などを専攻し、学位と教授資格を取得した後、シュトゥットガルト、ハイデルベルクの大学を経て、七三年以降、ミュンヘン大学の教壇に立っている。訳者の知る限り、彼に就いて、日本では僅かに次の翻訳書があるだけである。『道徳の基礎的諸概念』、吉沢伝三郎訳、一九八八年、以文社」

(2)は、ハーバーマスが、(1)に対して、すぐさま時をおかず、書簡の形式で、応答したものである。ここで、ハーバーマスは、政治的〈実践〉問題に関して、一方では、「実践的問題の真理能力」を否定する（実証主義科学や社会システム論に於けるような）言わば〈唯名論的〉（懷疑主義・相対主義的）立場には与することのない、シュペーマンの見解に、共感を示しながら、他方では、シュペーマンの、古典的理論の伝統（形而上学、存在論）への無媒介的復帰（つまり、ハーバーマスが「ネオ・アリストテレース主義」と呼ぶ立場）を、きつぱり退けている。その上で、ハーバーマスは、この問題に関して、言わば独断論（決断主義）にも懷疑論（傍観主義）に

も陥らずにヘイデッカー批判を可能にするような、〈理論と実践〉の関係をあくまでも探究しようとする、自らの構想の、コンパクトなレジュメーを、提示している。

(3)は、シュペーマンが、(2)のハーバーマスに対して、再度異論を表明した返信である。ここで、シュペーマンは、〈政治的支配〉概念と〈階級支配〉（あるいはハーバーマスの言う制度システムに組み込まれた「構造的暴力」）のそれとを弁別した上で、ハーバーマスの議論に於ける、言わば、政治的実践に於て、〈決断主義〉を端的に排除しようとしたがら、〈支配〉そのものを廃棄しようとする——それ自身無媒介な〈決断主義〉的性格を免れ得ない——アナーキスト的ユートピア志向への、危惧を示している。

一九七十年代初頭と言えば、第二次大戦後ちょうど四半世紀を経た時期である。東西冷戦の最前線にあつたドイツの再統一やソヴィエト・ロシアの所謂〈現存社会主義〉体制の崩壊が近い将来に実現するなど、当時、誰もが夢想だにしなかつた。ヴェトナムでは、いつ果てるとも知れぬ泥沼の戦争が続いており、戦後経済的復興を遂げたドイツでは、繁栄の只

中において、様々な政治的・社会的・文化的矛盾がはつきり露呈しはじめていた。六十年代末には、ベルリーンやフランクフルトをはじめとするドイツの諸都市の大学で、「後期資本主義」社会のラディカルな体制変革を志向する学生反乱の嵐が吹き荒れた。

ハーバーマスは、一九二九年に生まれているから、ファシズム時代に少年期を過ごし、やがて、ファシズムの崩壊と敗戦、そして戦後西ドイツの政治と経済の再建過程を、身を持って経験し、七十年代初頭には、四十才代になつていたはずである。彼は、五十年代末以降、この時点までに、哲学・社会科学の分野に於て、極めて旺盛な著作活動を開いていた（z. B. *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, 1962; *Theorie und Praxis*, 1963; *Technik und Wissenschaft als Ideologie*, 1968; *Erkenntnis und Interesse*, 1968; *Zur Logik der Sozialwissenschaften*, 1970; J. Habermas/N. Luhmann, *Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie*, 1971, etc.）が、六十年代末の学生反乱に際しては、再刊された戦前のホルクハイマーなどの論議を並んで、ハーバーマスのこの年の著作や討論活動が、著しい理論的影響力を与えたことになったのである。

ハーバーマスの所謂「批判的社會理論」"Die kritische Theorie der Gesellschaft" の構想の中では、一方での、カントの「超越論哲學」"Transzentalphilosophie" Kants や、 Hegelsche "Philosophie des objektiven Geistes"との発想も、他方での、マルクスの社會主義の「客觀的精神性の哲學」"Kritik der Praxis" などとの論議が、並んで、ハーバーマスのこの年の著作や討論活動が、著しい理論的影響力を与えたことになったのである。

ショペーマンの上記の論説は、古典古代の政治理論や実践哲学ばかりでなく西欧近代のそれ（特にルソー）を基礎にして、政治哲学の極めて原理的問題（政治的支配の正統化の問題）に照明を当てているが、その成立の直接的契機は、当時のドイツの政治状況にあつた、と言えよう。この時点でショペーマンがハーバーマスの著作に関して直接言及しているのは、上記の『認識と関心』（一九六八年）と『社会理論か社会テクノロジーか（ハーバーマス／ルーマン論争）』（一九七一年）であるが、彼は、いみじくも、總じてハーバーマスの議論を「唯物論的超越論哲學」と特徴付け、この「理論」と政治的「実践」との関係を問題にしたのである。

ハーバーマスの所謂「批判的社會理論」"Die kritische Theorie der Gesellschaft" の構想の中では、一方での、カントの「超越論哲學」"Transzentalphilosophie" Kants や、 Hegelsche "Philosophie des objektiven Geistes"との発想も、他方での、マルクスの社會主義の「客觀的精神性の哲學」"Kritik der Praxis" などとの論議が、並んで、ハーバーマスのこの年の著作や討論活動が、著しい理論的影響力を与えたことになったのである。

Theorie”あるじなアドルノーの「否定的弁証法」”Negative Dialektik”（実証主義科学と形而上学との対する）（1）正面作戦”doppelte Frontstellung)から、批判的に繼受されたものである。この立場は、実証科学を単純に否定して非合理主義の中に逃げ込もうとするのではなく、人間の知識活動（自己意識を伴う〈理論〉と〈実践〉）の「自己反省」”Selbstreflexion”あるじな〈自己言及能力〉 Fähigkeit der Selbstreflexion”ともいへる、「理性の自己破壊」（ホルクハイマー／アドルノー）を回避し、（倫理的には、無記の、あるいは盲目的な）〈実証科学〉を、社会的生活過程の総体のうちに自覺的に位置付けようとするものである。従つて、それは、少なくともハーバーマスの構想に於ては、〈哲学〉と〈科学〉の単純な折衷・補完ではなく、況んや、〈マルクス主義的唯物論〉と〈ファンヒテ的觀念論〉との直接的結合でもないのである。

ハーバーマスと〈マルクス主義〉との関連に触れるならば、保守的世論に於てそう信じられていたのとは相違して、ハーバーマスの所謂「批判的社會理論」は、彼の著作を實際に繙てみれば明らかのように、そもそも始めから、”Diamat”（「弁証法的唯物論」と呼ばれた独斷論的マルクス解釈）と保守派

ながら蔑称されていた十九世紀末以来のドイツやロシアのマルクス解釈ばかりでなく、第一次大戦後の東欧の”Praxis-Gruppe”などのマルクス解釈とも、ほとんど無縁であった、むづかるであろう。彼の理論は、〈西欧近代〉の広義の〈批判〉としてのマルクス理解に基づいていたとはい、單なるマルクス解釈にはとても取まらないものであったのである。この点、彼と学生反乱のリーダー達（例えば Hans-Jürgen Krahl）は、ラディカルな体制変革への理論的・実践的志向を共有していたにせよ、彼等の間には、理論に関する自己了解に於ても現状認識に於ても、单なる世代の違いには還元できない、決して無視し得ない差異があったのである。

ハーバーマスは、上述したように、たしかに、マルクスとドイツ古典哲学とを結び付ける「批判理論」の理念的モティーフ（ホルクハイマー／アドルノー）を批判的に繼受していくが、しかし、すでに早い時期から、その限界にも気付いていたように思われる。「理性の自己破壊」を、〈パフォーマンスの矛盾（performative Widersprüche）〉に陥る」となく、回避し得る、「理性の自己批判」へこへりとば、むわれぬぐくして容易に達成し得ない、長く困難な道だからである。七十

年前後かい、彼は、哲学的〈解釈学〉や〈社会〉システム論〉との論争を通じて、〈言語倫理学〉(「真理の如意論」) "Konsensustheorie der Wahrheit", Vgl. "Wahrheitstheorien", 1972 in: *Vorstudien und Ergänzungen zur kommunikativen Handelns*, 1984) を基軸に据え、後期ウーラーの「合理化」論&ラトム・ホールマークの〈発達心理学〉(道徳意識の発達に關する理論)などを援用しながら、「批判的社會理論」の再構成に向かう。この成果は、周知のように、1980年の著書 (Rekonstruktion des Historischen Materialismus, 1980; *Theorie des kommunikativen Handelns*, 1982) によるものである。

四半世紀前(一九七一年)に行われたバーバーマス/ショーペーク論争は、ある意味では、すでに一つの理論史的「キルメン」であり、しかめ上記のようなバーバーマスの理論的活動全体の發展を展望するならば、小児なエピソードに過ぎないであらう。しかし、にもかかわらず、そこには、「政治哲学」や「実践哲学」の根本問題が、しかも「まだ決して決着の付けられていない」原理的諸問題が、極めて鮮やかな手際で、描き出されている、という点に於てばかりでなく、まれしへ

バーバーマス/ショーペーク論争

との関連で、バーバーマスの「批判的社會理論」の展開過程、その特質や問題点を(それには、八十年代の「〈近代〉の未完のプロジェクト」と就しての議論を)考察する際に、様々な示唆が与えられる、と云ふ点に於て、この論争は少なからぬ意義を失っていないであらう。

支配からの自由というユートピア

ローベルト・シュペーマン

1. 序論
2. 古典的理論・理性的支配
3. 唯名論的対立テーゼ・事実的支配
4. 理性的支配の理念を免れようとする最新の幾つかの試み
5. 合意の先取りという問題
6. 新しいアンチ・テーゼ・システム論—理性

「1. 序論」

あらゆる「政治」哲学の基本問題は支配を正統化するとい

うことなく私自身為すこと願うことを為す」ということである。

う問題である。我々は何故他者の命令に従うのか？この設問に対して二つの極端な回答がある。それらはいずれも「非政治的」回答である。第一の回答はこうである。「私は私が善いと思う指示に、厳密に言えば、能う限り最善と思う指示にのみ服従する。」ところで、これは、「私はおよそ服従するとということではなく、私はどんな場合も、私を説得あるいは納得させる。いずれにしても、私は、私が他人の命令を顧慮する

れどころかほとんど罵言と、思われている。アナーキズムが「政治的」になるのは、それが他の人々の意思に対して存立する支配を廃棄するという目的を持つ運動として形成され、それがこの目的そのもののために支配を行使しようとする場合である。もつともこの支配は、その自己了解に従えば、暫定的ではあるが。

もう一つの「非政治的」回答はこうである。「私は恐怖から服従する。何故なら、私にはそれ以外何も残されていないから。不服従から私に生じる不利益は、私にとっていつでも服従の不利益を上回る。」これは奴隸の回答である。奴隸にも、支配を正統化するという問題が設定されることはない。奴隸の服従は承認には係わらない。奴隸を支配することは、それ故、アリストテレースが言うように、「政治的」支配とは反対のことである。

正統的な「政治的」支配の理念は、アナーキズムの理念と、次のことを共有している。すなわち「端的な他律を許容しない」ということ、つまり「原則的に言つて、賛同することができない限り、誰であれ為すことも為さないことも強いられることはない」ということを。賛同の対象は、いずれにしておき、個別的行为の内容ではなく、行為を指令する特定の人間達の権限、つまりその特定の人間達が支配するということである。正統的支配の理念には自発的服従の理念が照應している。強制の行使はこの理念と矛盾しない。というのは、ある人に彼に定められた限界を自発的に遵守することを要求できるのは、彼が「他の全ての人々もこのことを彼に対して為す」という保証を持つ場合のみだからである。そして、自らの行為に際して自らの知らない他の人々に信頼をよせることを彼が期待できるのは、「これらの他の人々が通常彼等の義務を果たすであろう」という保証を彼が持っている場合のみである。ところで、この保証を彼が持つことができるのは、万人の服従が必要な場合には強いられる場合のみである。

まさに「この」人達が支配する、ということへの賛同には、二つの種類があり得る。一つには、我々は次のような意見を持っている。すなわち「まさしくこの人達は、支配することに最も良く適している。つまり、彼等は、問題になる全ての事柄に関して、我々が内容的にも賛同し得る大部分の指令を発するであろう」という意見を。あるいは、そうでなければ、我々は、成程、この特定の支配者達に賛成していないが、し

かし、にもかかわらず、彼等が支配すべきであることには賛同する。何故なら、我々は、彼等を支配する地位に就かせた規則に賛同するからである。だから、我々は、たとえ我々が選んだのではないとしても、民主的に選ばれた政府に服従する。何故なら、我々は民主的選挙システムに賛同するからである。あるいは、我々は、たとえ弟の方がより聰明であると思つても、正統的王位繼承者に服従する。何故なら、我々は長子相続システムを是認するからである。というのも、このシステムは国家元首を原則的に党派闘争から免れさせるからである。

それどころか、我々はさらに一步を進めることができる。

我々は、事情によつては、たとえ我々が支配継承の規則を最高

ものと思わなくとも、服従し、不服従を非とする。我々は、君主制論者として、民主制的な統治権力に服従し、民主制論者として、一人の王に服従する。たとえ我々はシステムを変えることを願つてゐるとしても。何故か？ 何故なら、多くの支配システムは市民戦争（内乱）状態よりはましだからである。この状態に於ては、カントが言つているように、「市民達は、最終的には、互いに暴力で、一つの政治体制（憲

法）を押しつけようとしている」（Akademieausgabe, Bd. VIII, S. 302 Ann.）。このよりましだとされる支配システムに数えられるのは、とりわけ、その内部に於て、システムに内在するゲーム規則に衝突することなく変革を引き起こすことが可能であるような支配システムである。明らかに、一つの支配体制が、なお市民戦争（内乱）という観点からしてのみ、より少ない災厄として、尊重されるところでは、支配者と被支配者との関係が、主人と奴隸との関係に近付く。といふのも、奴隸も、彼がそれを殺されるよりはましだと考える限りで、この関係に同意するのだからである。彼は、非自由よりも死をより恐れるが故にのみ、まさに非自由に於て生きているのである。

暴力による死に対する恐怖は、古典的「政治」哲学にとって自由に対立するものであったのだが、まさしくこの恐怖は、トマス・ホッブズの近代初期の国家哲学に於て、知恵の端緒となる。古典的「政治」哲学は、支配を正統化するものとして正義を問題にしているが、この問いかけの中には、いつも市民戦争（内乱）の危険が含まれている。それ故、その問いかけは、支配の効率への、つまり国内の平和を無理やり達成

させる点での、効率への問い合わせに道を譲つてしまわざるを得ない。もはや善き生活の為ではなく、赤裸な生活の為に、

国家は存在するのである。〈政治的〉非自由は、市民的個人が経済的領域に於けるそれまで知られていなかつた自由に対して支払う代償である。絶対主義と共に始まり、自由主義に於て頂点を極める時代は、同時に、政治と経済とが分離する時代であり、—そして、それと共に、國家が善き生活の問題に對して無関心になる時代である。まさにこの時代が今日終焉を迎えている。しかしながら、そのことによつて、〈政治的〉支配の正統化への問い合わせ新たに立てられる。二つの答えが、

ここで相互に對立している。その一つの答えは古典的〈政治〉哲学の答えであった。簡潔に定式化すれば、それはこう言つてゐる。「支配は、それが公正で（正義に適い）、そのことによつて合意能力があるならば、正統である」と。第二の答えは〈政治的〉になつたアーナキズムのそれであり、それはこう言つてゐる。「支配は普遍的合意によつて取つて代わられるべきであろう。支配は、それがそれ自身を廃棄することを目的としているときのみ、正統である」と。

〔2. 古典的理念、理性的支配〕

〈支配が公正である（正義に適つてゐる）〉ということはどういうことであらうか？それは〈支配が、負担と補償の配分の点で、支配者の最大限の利益という尺度以外の尺度に従つて、行われる〉ということである。すなわち、この尺度は〈全ての〉当該者にとつて善いものである。何故なら、この尺度に對しては、皆の賛同が、厳密に言えば、一つの合意能力のある尺度を妥当させる用意を自らの側でしてゐる皆の賛同が、期待され得るからである。このような尺度は、理性に適う尺度とも言ひ得る。

ある支配がこのような意味で正義に適うとすれば、それはその場合そもそもなお支配なのであらうか？ 勿論それは支配である。誰にも配分の鍵を説明し、それからそれをしかるべき擱ませることでは、確かに充分ではない。資源が稀少である限り、人間の中には二つの対立した衝動が、すなわち、正義（公正）を問題とする理性的衝動と、充足チャンスへの己の分け前を最大にすることに向けられて いる非理性的衝動とが、あるが故に、それは充分ではないのである。プラトンは後者の衝動を、「プレオネクシア」（貪欲）、より多くを

持とうとすること、と呼んだ。この衝動が極めてリアルなものであることは疑い得ない。そして、「何が公正（正義に適う）か」ということに就いての大部分の人の判断でさえ、彼等自身の利害状況によつて影響を受けていないわけではない。公正に（正義に適つて）支配する者は、それ故、必ずしも万人の事実上の合意を当てにすることはできない。彼は、その代わりに、彼等の理性に適う合意を先取りしなければならない。

正義に適う（公正な）支配に就いてのプラトーンの教説の基礎には、三つの基本的想定がある。それらは明らかにプラトーンにとっては、想定以上のもの、つまり洞察である。第一の基本的想定はこうである。人間達の一つの基礎的な共通の利害関心がある。これは理性的対話を媒介にして見えるものとなり、そしてこれに就いては合意を目指すことが基本的に可能である。このことは又、人間の利害関心が総じて真理能力を持つてゐることを前提とする。ここから、真なる利害関心に就いての啓蒙への、つまり真理への、一つの一般的利害関心が存在するということが、帰結する。第二の基本的想定はこうである。多数者の事実上の合意は、必ずしもいつもこの共通の利害関心を明らかにしない。第三の基本的想定は

こうである。しかしながら、人間達が彼等の実践を理性関心によつて規定せしめることは、原理的に可能である。これらの三つの基本的想定から帰結することは、支配は必要であるということ、そして支配はこのようないくつかの正義に適う（公正な）理性的な人間達によつて行使されるべきであろうということである。

第一の想定は、それに就いての対話に係わる人には誰にとつても、分析によつて明らかになる。プラトーンは第一の想定を、対話篇『ゴルギアス』の中で、ソークラテースの口を通じて、次の様に定式化している。「このことが白日の下に明らかにされることは、万人にとって共通の善である」。「このこと」というのは、「一つの規則の下での自己鍛錬か、あるいは放埒か、そのどちらが魂にとってより善いのか」という問い合わせである。いかなる帰結を前にもたじろぐことのない、ソークラテースに対する敵役、カリクレースは、正義が抑圧的性格を持つというテーマを擁護していた。正義を要求することは、本性からしてより強い者を抑圧すること、すなわち彼が彼の強さを遠慮なく発揮するのを妨げることである。ソークラテースと話しているうちに、カリクレースは、

剥き出しの利害関心を押し出す立場は一つの対話の中では決して擁護され得ないことを、認識せざるを得なくなる。一つの対話に係わる者は、とにかくすでに、個人的利害関心ばかりでなく、少なくとも一つの共通の利害関心があることを、すなわち真理への利害関心があることを、認めているのである。だが、この利害関心があるならば、その時はすでに、個人的な衝動充足が、事情によつては、制限する諸条件に結び付けられることになる、ということが容認されているのである。より厳密に言うならば、その時はすでに、「何かあることが存在すべきである」と述べることが総じて一つの意味を持つ、ということが容認されているのである。

カリクレースは、彼がそもそも対話に係わったことによつて誤りを犯したことに、気付く。彼は対話を中断する。真理への共通の関心は存在しない。しかしながら、このことさえ、理論的に定式化しないように、カリクレースは用心する。といふのも、そんなことをすれば、彼は、すでに再び、対話という媒体（手段）に身を任せてしまつたことになるであろうからである。そうではなく、彼はあつさりソークラテースに言う。「あなたが好きなだけ語るがいい」。このことによつて、

今や事態は逆転し、ソークラテースが負けてしまうようにならぬ。〈理性に適う会話は、存在するもの（何であるか）を開示せしめる媒体（手段）である〉というテーマは、理性に適う会話に於てのみ強固なものにされ得る。ところが、相手がまさにこの対話を中断してしまえば、その場合彼はまさにそのことによつて、理性という媒体そのものを、つまり可能な真理という媒体を、打ち消してしまつよう見える。ところが、プラトーンに於ては、まさしくこうはならないのである。そしてこの点に於て、我々の目的にとつて、この物語の眼目があるよう私には思える。ソーカラテースは、そのカリクレースを打ち負かすことはできない。何故なら、カリクレースは対話を中断するからである。しかしながら、カリクレースもソーカラテースを打ち負かすことはできない。何故なら、ソーカラテースは理性に適う会話を放棄しないで、対話を一人で続けるからである。理性関心の同一性と共同性とに就いての彼のテーマに基付いて、ソーカラテースは、カリクレースの役割を（今や彼の対抗戦略を欠いていっているとしても）共に引き受け、その事実上の実現がカリクレースの強情な反抗的態度で挫折に終わった一つの合意を先取りする構えを持つ

てゐるし、又そつする」ことができるのである。¹

註1

「ヨーロッパの形而上学の伝統の終末に際して、ニーチェは、カリクレースの立場を再び受け入れることを試みた。しかしながら、今度は、実践的対話の拒否、哲学の侮蔑、そして実践的政治への移行を通じて、所謂異教的な無垢な態度によつてではなく、理論的态度によつて。ニーチェにとつて、分離する仮象の彼岸に拘束力のある真理は存在しない。特殊な利害関心の彼岸に一般的真理は存在しない。

洞窟の灯りの他に光は存在しない。存在するのは、強い生と弱い生、上昇する生と没落する生、同様に、一者による他者の支配の特殊な仕方に過ぎない。この点でも、ニーチェは、プラトーンが描き出したカリクレースの一つの思想を受け取つてゐる。強制のない対話へ道徳的に強いることは、彼にとつては、強者の生を弱者の協定によつて馴化し、生の「真つ直ぐな意図」"intentio recta"を許さずトリックに過ぎない。勿論、結局は無駄なことであるが。といふのも、彼等の合意という感情の中で自ら温もつてゐる馴化された畜群は、まさしく、「超人」が偉大なるものに向かう彼の行為のために用いる素材であるからである。

そして、(こうした)ニーチェのラディカルな啓蒙の基礎にある関心は(何であるか)?それは真理への関心である。「我々、認識する

者、我々、神を失いし者にして反形而上学者も、我々の火を、一千年に渡つて、古い信仰が—*(神は真理であり、真理は神的である)*—という、プラトーンの信仰でもあつた、キリスト信仰が—燃やし続けた激情の炎から、受け取つてゐるのである。」(『悦ばしき学問』からの引用)—まさしくここに、その本質のある矛盾を、ニーチェ自身は見たのである。真理は合意の概念に対立する。真理は獨白的になる。このことが起る瞬間は、ニーチェによつて、移行として概念把握されるであろう。そして、この瞬間を思惟する主体は、狂氣に陥るという裁きが下されている。

「多数者」は、非理性的でありかねない。多数派は、それ故に、ア・プリオリには総体を代表しない。それどころか、多数派は、理性的な人々なら、しようと（意思）することは決してあり得ないことを、しようと（意思）することがあり得るであろう。だが、理性的な人々は、原理的には万人がしようと（意思）することがあり得るであろうことを、しようと（意思）する（意思）する。このことが、なんと言つても、彼等が理性的であること定義しているのである。強制から自由になつてゐる対話の帰結である合意、この合意のみが、理性的なのである。真理の基準は、プラトーンの描き出したソークラテースにとつては、決して多くの人の臆見ではなく、いつも、臆見を吟味するこのよだな対話に参加する人々の賛同に他ならない。そして、このサークルは必然的に小さい。というのは、成程原理的には誰にでも開かれていなければならぬが、しかし事實上は、どんな場合も小さなものにならざるを得ないサークルの中でのみ、語ること（談話）は、學問的であり得る、つまり、真理発見に関心を持ち得るからである。

真理発見に役立つこのよだな対話のさらなる諸条件は次のことである。（こうした対話は時間の制限があつてはならぬ

い。というのは、誰の論議も完全に展開すること、しかし又対話の相手に確信させること、そしてこの確信から再び自分の推論結果を引き出すことが、誰にも可能でなければならぬからである。（）参加者は一定の好意をお互いに持たなければならぬ。彼等は、対話の相手に於て、洞察に至ろうとする意思を前提しなければならない。それ故、プラトーンにとって、〈学問的に語ること〉と対立することが、ヘレトリック的に語ること〉なのである。ヘレトリック的に語ること〉は、あらかじめ掘み取られた臆見を能う限り迅速に押し通すという関心によつて導かれている。実践的真理も、理論的真理と同様に、一つの普遍的合意能力があるから、原理的には誰もこのような合意の主体として排除されていない。けれども、事実上は、一このことがプラトーンの確信であるが——いつも少數者のみが普遍的合意能力を持ち、普遍的合意を意思している。

この確信はペシミスティックであるようと思える。プラトーンの描き出したソフィスト的対話相手にとつては、それに又今日の我々の同時代人の大部分にとつては、それは、實際、あまりにもオptymisticである。彼等は、ソークラ

テレスのテーゼの挑戦的なところを、〈理性関心は総じて、いずれかの人間達に於て実践的になり得る〉という点に見てい る。そして、このことが、プラトーン理論の第三の基本的想定なのである。ソフィスト達の見解に従えば、部分的な利害関心しか存在しない。従つて、又正統的もしくは非正統的支配もなく、正義のもしくは非正義の支配もなく、事実的支配だけがあるのである。正義に就いて語ることは、支配者の利害関心のために支配を被支配者の意識の中に内面化することに役立つに過ぎない（『國家』篇、338a～339b）。あるいは、そのことは、やはり同じ哲学の他の政治的光学からすれば、強者を制限しようとする弱者の利害関心を貫いて行くことに役立っている（『ゴルギアス』篇、482—486）。理由はこうである。充足チャンスに対する合意可能な配分の鍵に関心を持つのは誰であろうか？このような鍵を欠けば非特権化されて いるであろう人間である！ところで、一体どうして強者（能力のある者）達がこのようなチャンスを手放そうとするのか？」のように、トウキュディデースの「メロス島会談」「『戦史』、第五巻、85～113」の中で、すでにアテナイ人達が問うて いる。

プラトーンの答えはこうである。能力のある者達は、数学と弁論術とに特殊な満足を見い出すはずであろう。だから、彼等には、例えば一つの合意能力のある配分の鍵を突きとめ、それを実現することそのものが、喜びなのである。換言すれば、彼等は理論的（観照的）人間である。そして、こうした人間達はその他に、このような満足とは区別される、利得を最大化するチャンスを、全く持たないはずであろう。従つて、例えば、家族も財産も持たないはずであろう。哲人王というこのプラトーン的理念は、次のような前提から、極端にまで徹底して引き出された帰結である。すなわち、その前提とは、〈利害関心は真理能力があるということ、従つて理性は実践的であり得ること、しかし理性はあつさり実践的になるわけではない〉ということである。誰の意思であれ、無造作に実践的理性を表しているわけではない。支配する地位に就くべきなのは、プラトーンに従えば、彼自身の非利己的知恵に基づいて万人の理性的同意を先取りできる人なのである。しかしそうならば、どのようにして知恵は権力を得るに至るのか？この点に就いては、何ら手続きを提示することはできない。というのは、このような手続きを確立するには、す

でに、理性的合意が現存していることを前提にしなければならないが、ところが、この理性的合意がまず導き出されるべきなのだから。プラトーンは、この点では、一つの偶然的僥倖に注意を促すことができるだけである。哲人王の理念を示す彼の『国家』篇は、一つの理念型的構成物に過ぎない。」されとは反対に、『法律』篇では、理性支配を実現する諸条件とともに受け入れている一つのモデルを、彼は構想している。このモデルに於ては”regimen mixtum”つまり混合された統治様式が推奨されている。支配すべきなのは、賢者のその都度の善き思念ではなく、一般的法律である、とされる。しかし、一つの理性的合意を最も良く先取りできる人々を突きとめるための手続きとしては、統治される人々の現実の合意、つまり選挙が問題になつてゐるにすぎない。にもかかわらず、選ばれた者達が責任を担うべきなのは、選ぶ者達が現実に意思することに対してもなく、彼等自身の真の意思に対してである、とされる。この真の意思とは、彼等が彼等の理性的関心に就いて啓蒙されるならば、彼等が意思するであろう当のこと、とされる。統治者達は、もし彼等が正義に適うかたちで（公正に）統治するならば、この真の意思を解釈しなけ

ればならない。従つて、彼等は、我々の憲法が全く正義の支配という古典的理念の意味で表現しているように、彼等の良心に対しても、すなわち、彼等が「一つの理性的な、つまり即且対的に妥当する一般的な行為様式の規則」（ヘーゲル、『法権利の哲学』§ 137, Anm.）と考える当のものに対するのみ、責任を担うのである。彼等が決定することが、哲学が決定するであろうことと等しくなればなるほど、彼等はそれだけ一層、正義に適うかたちで統治することになるのである。

支配の全ての正統化が究極に於て支えにしている、〈事実上の意思〉と〈真に意思すること〉とを区別すること——この区別の意味は何であろうか？それは、さしあたり、〈個人の長期的関心と、人間に於ける種属保存の関心とは、本能的に直接的に感受された欲求によって、媒介されていない〉という事実である。それらの関心は寧ろしばしば、これらの欲求に対立して貫徹されなければならない。——自己支配という形式に於てであろうと、一つの制度化された支配への従属を通じてであろうと。ところで、直接的に感受された欲求は真理能力を持たないが、——感受されるということが、欲求の真理（で

ある〉——これに對して、かの長期的な個人的ならびに集団的

な関心は、理性的討議のありうべき対象である。そして、件の関心を調達する支配は、理性的でも、あるいは非理性的でもあり得るし、正義に適つていることも、適つていないこともあり得る。支配は、例えれば類の長期的関心の調達を、支配者の短期的関心の犠牲にすることもあり得る。——あるいはしかし、そしてこのことは極めてよくあるケースであるが、支配は、若干の者達の特定の特権を、万人の生存のための条件にする」ともあり得る。関心の真理内実を前提にしてのみ、〈理性的な人々の支配による、従つて理性的合意を先取りする。彼等の法権利の支配による、理性の支配〉というプラトーン的テーゼは、妥当したのである。事実上の同意、つまり算術的平等は、プラトーンの言うように、理性的かどうかの経験的基準が欠如しているが故の、補完的 requirement であったのである。理性的な人々は、自己自身を特権化することはできない。万人の理性的合意を先取りする特定の人間達の権限は、それ故、大多数の者達の事実上の同意に支持され得るのでなければならぬ。

〔3・唯名論的对立テーゼ：事実的支配〕

近代の市民的法哲学は、プラトーン的な基本的想定がはじめて原理的に否定される」とをもつて、始まる。トーマス・ホッブズの有名な命題、すなわち「真理ではなく權威が法を作る」“Non veritas sed auctoritas facit legem.”が書いてある」とば、〈權威に基付いてなされる諸決定が正当で正義に適うかどうかは、もはやそれらの決定を正統化する基礎を作らぬ〉といふことである。どうのは、まさに、この正当性に就いてはを理性的合意が全く不可能だからである。利害関心は真理能力を持たないし、如何なる「共通善」“bonum commune”も存在しない。政治哲学の古典的な理性伝統に対するこの拒絶の中で、後期スコラ哲学の唯名論的個人主義、一つの非目的論的世界考察の自然学的プログラム、そして宗教的市民戦争の経験——そこでは、善き生活の真理をめぐつて争う者が裸の生活の安全を致命的に脅かしてしまつた——が結び付けられている。とひろで、ここで理性的合意は、この〈安全を目指す」とに就いてのみ、つまり人々は彼等の自己保存の諸条件である現実原則に服さねばならない〉ということに就いてのみ存在する。この目的のためには、効率的な

権力の独占化が必要である。それとは反対に、正義への問い合わせに対する答えは、全く真理能力を持たないし、それ故又合意能力も持たない。何が必要な抑圧で、何が余分な抑圧であるかは、抑圧の強制力そのものによつてのみ決定され得る。もしそのことが、被支配者によつて判断されたとすれば、そのときは、国内の平和が、従つて、いずれにしても、必要な抑圧そのものが疑わしくなつてしまふであろう。

帰結はこうである。すなわち、反抗権を排除することと、異端審問を排除すること、つまり個人的真理確信の政治的コントロールを排除することとは、政治的には等価だ、ということになるのである。いざれかの人人が、他の人々よりもより賢明であるかあるいはより善良であるかして、統治する能力をより備えていふ」ということを、一つの支配要求を正常化する論拠とする」とは、ペーフェンドルフによつて、正面切つて非難される。(De jure naturae et gentium, S. 688)。他の人々の利害関心、彼等の「眞実の意思活動」を真正に解釈していると要求することは、もはや誰にもできない。「各人に、彼のものを」が意味し得るのは、もはや「各人に、彼に正当に属すものを」ではなく、「各人に、彼が持つてゐるもの

を」である。理性的合意と非理性的合意とを区別する基準は存在しない。支配は「事実的支配」のみを意味し得るし、合意は事実的合意のみを意味し得る。かくして實際、十七～十九世紀の政治理論は、政治的支配の全ての正統性を、一つの原始契約というかたちでの万人の一つの合意という仮定の上に基礎付けている。この契約の内容は、共通の善き生活をなしているものの何らかの洞察ではなく、各人の自分の自己保存への利害関心である。はたせるかな、それ故に、例えばボッズは、全ての兵士に敵前逃亡の権利を、そして死刑を宣告された全ての者に逃亡の権利を、認めていた。もし国家が生命を守ることにその「存在理由」"raison d'être"を持つているのであれば、國家は生命そのものを要求する」とはできぬからである。

自由主義社会の最初の偉大な批判者の一人として、ルソーは、この政治的唯名論を「眞実の意思活動」という古典的理念と有り合わせ、理性的合意と事実的合意との関係を、「一般意思」"volonté générale"と「全員の意思」"volonté tous"という概念の下に、新たに議論することを試みた。「一般意思」という概念は、強制から自由で冷静な理性を基礎にした一つの

合意という概念である。「一般意思」概念の内容は、それ自体としては、べどれだけ多くの人がその概念を正面切って彼等の意思の中を受け入れるか、ということに対し、無関心である。万人にとって悪いことは、万人がそれを望もうと、あくまでそうなのである。ところで、万人にとって悪なことは自由の喪失である。自由が一理性ではなく一人間の本質をなしているからである。自由を維持する諸条件は、成程恒常（不変）的ではないが、しかし又任意でもない。

事実的合意と理性的合意との関係に就いてのルソーの見解は、いざれにしても、『社会契約論』の進行につれ、変化している。第一巻では、彼は自ら、「一般意思」を、まだ、あらかじめコミュニケーションが行われることのない、個人的な全ての意思行為の平均として、考えている。極端なものは、その際相殺されるはずであるとされる。ところが後には、彼は「一般意思」を、有徳な市民達の一つの事実的合意から帰結するもの、と考えている。この市民達にとっては彼等の投票に於て「一般的なもの」が問題となり、そして彼等にとって利害関心は、成程競合してはいるが、しかし排他的に対立してはいない、ことになる。

しかしながら、市民が市民へとして投票しないで、このような理性的合意が成立しない場合は、どうなのであろうか？この問い合わせに対する答えに於て、ルソーはプラトーン的伝統から訣別する。この回答はしばしば誤解されてきた。ルソーが言つてることは、こうである。大多数の者の事実的合意である「全体意思」は、理性的同意である「一般意思」を唯一代表する。しかし、前者は後者を、必然的に代表するのでも、いつも代表するのでもない。そして、もし前者が後者を代表しなければ、「一般意思」は、あくまでも沈黙したままである。換言すれば、万人が望んでも、悪なるものは、あくまでも悪である。しかし、善なるものは、万人に望まれない限り、善ではないのである。誰も、多数の市民達に反対して、「一般意思」を代表していると要求することはできない。プラトーンは、次のように言つていた。「己の理性によつて統治されることが最善である。だが、これが可能でなければ、別の一人の理性によつて統治されることが次善である」と。これは、古典古代の思想である。善を本質的に「自己規定」として捉える近代は、人間に強いられるであろうような、人間にとつての善を知らない。迷える（間違ひを犯しうる）「全体意

思」というルソーの理論は、トーマス・アクイヌスによつて定式化されているように、「その良心にあつて迷える者は、善を為す能わざ」という、「迷える良心」に就いてのキリスト教の教説に対応している。彼が客観的に善い行為をしていても、彼の良心に反していれば、彼はまさしく善い行為をしていないのである。何故なら、彼は善なることを善なることとして自覚していないからである。それに対して、彼が自らの良心に従うならば、彼は同様に善い行為をしていないのである。何故なら、善なるものは「即且対的に妥当するもの」だからである。こうしたテーゼを、後にもう一度、ヘーゲルは、彼の『法権利の哲学』の中で、首尾一貫して論じている。

「迷える良心」に就いての教説は、古典的な「自然法論」と近代的な「主体性の哲学」との間の“missing ring”である。この教説は、なお、一つの「即自的に善なるもの」を前提にしている。この「即自的に善なるもの」に就いては、理性的に、すなわち対話という媒体に於て、何かが確認され得る。ところがやはり、その教説はそれを、次のように考えるのである。それが「善なるもの」であるのは、それが主体（主観）的にそれとして知られ、意思される場合のみである、す

なわち、このような普遍的討議の帰結の主体的先取りが現実の帰結と重なる場合のみである、と。その際、前提にされてるのは、「善なるもの」は真理能力があり、従つて、このようないくつかの普遍的討議の決定的帰結はもともと確定しているということである。コミュニケーション過程そのものはその場合、真理には外的なものとして現われ、万人にとつてもすでに原理的に知り得るものと白日の下にもたらすという意味しか持っていない。今すでに知っている（自覺している）者が支配へと召喚されている者であるように思われる。それに対し、出発点が偶然的に条件付けられているとするならば、その場合、正義は「未来の不確定性」“contingentia futura”を帯びることになる。この「不確定性」に就いては、アリストテレスに従えば、真理を確定する命題を立てるとは不可能である。道徳は、その場合、このようないくつかの同意を先取りするという主觀（主体）的に善き意図の中にしかあり得ない。

私は二つの対案を観念論的それと唯名論的それと呼びたい。観念論的対案は、支配の正統化を、「即且対的に真なるもの」の上に基礎づける。これを認識することが、万人の理性的合意を先取りする資格を与える。唯名論的対案は、正統性を、

支配者達の全体的に優越した力として、あるいは万人の現実的経験的合意としてのみ理解する。もしこれが理性的合意に就いて語るとすれば、全体的な優越した力に自己を組み込むことが、誰にとっても理性的であり、他者も又そうすることが誰にとっても望ましいという意味に於てのみである。ということは、すなわち、如何なる効率的支配も、この正統性の基礎に対する要求を掲げることができることである。

ルソーの画期的構想は、両対案を結合する点にあつた。彼は、観念論的伝統を持つて、善き政治的秩序と悪しきそれを区別する。そして彼は、事物の本性ないしは神の中にある一人間のコンヴェンションとは切り離された—この区別の起源に就いてさえ語っている。しかしこの尺度は操作化可能な（operationalisierbar）ものではない。「我々が正義をそんなにも高いところから受け取るのであれば、我々は政府も法律も必要としないであろう」（『社会契約論』II, 6）。合意が理性のかどうかは、寧ろ、合意が成立する仕方から明かになる。

そして、合意の内容は、万人の自由をその合意自身が可能にすること、すなわち、万人の自由が矛盾なく両立すること以外ではない。

その限りで、ルソーの国家理論も「市民的・自由主義的」である。国家の法律の内容はもはや幸福ではなく、万人の自由である。というのも、幸福は、その一般的で完全な諸条件を定式化することができず、従つて真理能力を持たなくなつたからである。〈理性的で正義に適う支配〉という理念に、理性概念に於て考えられていたことを現実化するものとしての「支配から自由な合意」という理念が取つて代わる。この合意は、特権化された立場によつて何ら歪められることなく、時間も人も制限されることのない、討議の帰結である。このモデルに従つて組織された社会総体が、はじめて正統性を要求することができるであろう。しかし、その社会に於ては、ものはや規範的権力の配分に於ける何らの不均衡もないものであるから、その社会は正統化を全く必要としないであろう。正統性そのものは、もともと、一つの非正統的概念である。支配は、それが支配を廃棄するという目的のために行使されることによってのみ、正統化され得るであろう。支配は、それが原理的に正統性の可能性を否認する限りで、正統であろう、というわけである。

「4・理性的支配という理念を免れようとする幾つかの最新の試み」

支配から自由な、そしてまさにそれ故に真の理性的な、合意という理念は、現在の議論に於て、ユルゲン・ハーバーマスによって、批判的な導きの理念として、アクチュアリティを獲得した。彼の立場、〈理性＝真の合意対支配〉は、他の二人のドイツの社会学者、ラルフ・ダーレンドルフとニクラス・ルーマンの立場と対照させることができる。

ダーレンドルフは、『トラシュマコス礼賛』(in *Pfade aus Utopia*, 1970)を書いたが、これは、真実の合意というプラトーン的理念に対する、すなわち、理性的に了解し合うことができるであろう〈共通善〉という理念に対する、拒絶を表している。この理念は、ダーレンドルフによれば、一つの均衡状態のイメージを含意している。均衡にとっての価値は、安定化されることであろう。だが、提示し得る如何なる社会的状态も、人間の欲求は無限に変わり得るという点から見て、抑圧の特徴を備えているから、政治的に「最善のもの」“summum bonum”は存在せず、存在するのは、「最悪のもの」“summum malum”，すなわち、社会的変化を妨げることだけ

である。そして、〈すべての現存するものは再び没落する〉という点に本質のあるアナクシマンドロスの正義のみが存在する。ところで、社会的変化は、まさに権力シャーンスの不均衡によって、従つて支配によって、引き起こされるのである。支配は常に存在するが、正義に適う支配など存在しない。正義に適うこととは寧ろ、支配者を引き受ける者達の足（音）がいつもすでに間近に迫っている、という点にあるのである。それは新たな支配者の足（音）である。従つて、〈支配対理性〉などというのは、図式的な対立公式であろう。

最後に、ルーマンは、システム論的アプローチは〈支配〉や〈理性〉という概念を古臭いものにしてしまう、と考えている。支配に就いて、あたかも〈現代の産業社会の複雑なシステム構造が、「構造の上に立っている」支配主体という点から、なお解釈され得る〉かのように語られている。全ての権力行使は、とくに、システム機能としてのみ、なお理解され得るに過ぎないというのに。同様に、〈理性的合意〉という理念も古臭いものである。ところが、この理念は、一つの社会システムの全体は、なお行為目標に関係付けることができし、この行為目標を介して理性的協議に於て合意を目指す

ことができる」ということから、出発する。しかしながら、主観的目的という行為を可能にする選択的機能は、システムから理解されなければならないのであり、その逆ではない。様々な（種差付けられた）社会諸システムは、理性的に討議する行為諸主体の期待を前にして、正統化される必要はない。

それらは、効率のよい〈手続き〉によって正統化される。この〈手続き〉はいつでも対案を産み出し、期待を充たすか、あるいは、〈システム画一的に等価なもの〉へと転換せやむ。〈手続き〉の効率のよさは、合意の問題などが現れる余地のない点に於て、証明される。

三つのテーマ、理性対支配、支配対理性、システム対〈支配と理性〉は、私には、一定の仕方で、全てそれぞれ相互に対し、正しいようと思われる。私は、それ故、三人の著者全てによって全く考察されなかつた対案に、すなわち、政治哲学の古典的理念である〈理性的支配〉という理念に、やはりもう一度注意を向けることを提案したい。

[5・合意の先取りという問題]

私はこの提案を、とりわけハーバーマスに関連付けて、解

明する」ことにする。というのも、彼は唯一人、実践的理性に、つまり道具的ではない理性に、固執しているから、この理念に最も近付いているからである。ところど、この理念を実現する」とは、「支配から自由な討論を専ら基礎にして社会を組織する」と「認識と闇」1968, 所収)である。このことは、社会的陶冶過程 (ein sozialer Bildungsprozeß) という目標として、特徴付ける。そして、そのことにより、ハーバーマスは、古典的な觀念論哲学のラインに、就中フィヒテ—フイヒテにとては、自律、すなわち普遍的自己活動 (universelle Selbsttätigkeit) が、全ての倫理的行為の目標である一のラインに立つてゐる。である。ハーバーマスは、〈理性的支配〉の概念に於て意味がれている事態だけは、無しで済ませぬことはできない。しげしば、彼は〈支配から自由な合意形成〉という件の目標の〈先取り〉に就いて語つてゐる。しかし、〈理性的支配〉は、件の〈先取り〉以外のことを意味していないのである。但し、古典的理論は、正面切つて〈先取り〉と〈実現〉との差異に就いて反省しているが、この差異が、〈支配から自由な合意〉という理論に於ては、本来的にナイーフな仕方で、"quantité nég-

ligeable”として扱われてゐる。この差異は、ハーバーマスが不明確なままにしている問題を投げかけているのである。

「先取り」は、二つのことを、すなわち、行為目標の輪郭をあらかじめ描き出すこと、そして、この目標に向かっての戦略的行為とを、意味し得る。〈理性的支配〉は、この後者の意味では、前衛の支配である。この前衛の支配は、事実的合意を非理性的なものとして前提しておき、これを何ら顧慮する」となく、全ての手段を投入し、〈支配から自由な状態〉を導き出していく。支配から自由な、この状態に於ては、事実的合意は、自由から (eo ipso) 理性的であり、それが自由を負つていて革命的行為を、後から正統化することになる。ハーバーマスが、〈支配から自由な討論を基礎にして社会を組織すること〉に就いて語つているとすれば、この種の支配がその条件であるように思える。——他面では、〈先取り〉は、一つの理想的状態の規範的先取りとして、すなわち、理性的合意形成——これがものが存在するとするならば——の帰結であるであろう、一つの格律に従つた行為として、理解される。ハーバーマスは、この点に就いて、コミュニケーション能力に就いての彼の論文の中で、語つてゐる（註2を参照）。彼の

テーゼはこうである。経験的には、歪められない〈理想的発話状況〉は存在しなかつたとしても、我々が相互に話し行為することができるのは、やはり我々がこのようないく理想的發話状況〉をコントラ・ファクティッシュ (kontrafaktisch) 基礎に置いてふる (unterstellen) 場合のみである。我々は相互に相互を充分な（言語と行為の能力を持った）者として受け取らなければならない。たとえ我々は決してそらは受け取る」とができないとも。そうでなければ、我々は相互に全く意思疎通することができない。さて、ところが、ハーバーマスは、この〈先取り〉を規定するに際して、奇妙にも、ためらつてどうつかずのままである。この〈先取り〉は、一面では「構成的超越論的仮象」 (konstitutiver, transzentaler Schein) であり、他面では「一つの生活形式の現出」 (Vorschau einer Lebensform) である。しかし、後者は再び仮説的なものに過ぎない。というのは、我々は、このような生活形式がいつか可能になるであろうかどうか、知らないからである。我々は、〈あたかも我々の行為の格律が一般的立法の格律であるかのように〉、行為することができるに過ぎない。〈理性的支配〉とは、この場合には、その規範的行為の各々を、

カントが言うように、「人民がこれ自身を介しても決定することができたであろうか」という点に照らして、吟味する、支配のことであろう。しかしながら、それは、ただ人民に自己自身を介して決定せることだけを、自らの目標としている支配ではない。

上覧のとおり、ここでは、マルクス主義と新カント主義とが争っている。各人がいつでも自己自身に於て目的であるよう、と命ずる命法は、カント的である。自律性はいつもすでに前提され、そして尊重されなければならない。そもそもなければ、そんなものは決して存在しない。自由は操作的行為の成果ではあり得ない。これに対し、マルクスは「人間が、「あるがまま」」 “wie er geht und steht” 最高の本質存在である」といふを、既に否定した(『ニダヤ人問題に寄せて』 Frühschriften ed. Kröner)。この理念は、成程民主的ではあるが、しかし解放的ではない。というのは、「あるがまま」の人間は、変形された(歪められた) 存在 (ein deformiertes Wesen) だからである。総体的にも特殊的にも支配の痕跡を残す、歴史的な変形(歪み) (die geschichtlichen Deformations) を、棄絶する人間こそが、はじめて眞の

人間なのである。眞の人間は、もはやドイツ人ユダヤ人等ではなく、端的に人間に他ならない。解放されていない人間は、この眞の人間に較べて、アリストテレス的な「自然本性上の奴隸」の再現である。この解放されていない人間は、次のような支配の正統的客体である。すなわち、その支配は、成程彼の解放と共に支配の廃棄とを目標としてはいるが、しかし解放されていない者によつて絶えず再生産されるのである。理性的合意は、カントに於ては、道徳的につまり自律的行為する者の、必然的な、コントラ・ファクティッシュな、「先取り」 であるとすれば、それは、マルクスにとっては、現実に作り上げるべき状態なのである。

ハーバーマスの改良主義に思い浮かべられているような、両方の構想を総合するテーゼは、すでに述べたように、フィヒテに於て以前に形成されてゐることを、人は極めて容易に見い出すことができるであろう。というのは、フィヒテにとっても、倫理的行為の方向付けは目的論的であり、倫理的であるのは一つの解放過程 (ein emazipatorischer Prozeß) を作動させる (auslösen) 行為だからである。ハーバード、ハーバードの解放過程は、行為が増大をもよとする眞の自律性 (Autonomie) を、棄絶する人間こそが、はじめて眞の

nomie)を、各人の中に、コントラ・ファクティッシュに自らすでに前提していない、行為によって、作動させられる」とはあり得ない。自由がすでにそこにある存在していないならば、我々は解放する」ともできないし、解放される」ともあり得ないであろう。自由に伴つて与えられる、道徳(Moralität)と解放目標との関連は、フィヒテにとっては、いずれにしても、我々がこの関連を想定するなら立てるを得ない、ある目的論的的前提条件に、依存している。すなわち、それは、歴史(出来事)と道徳との予定調和(eine prästabilierte Harmonie)という前提条件であり、そして「善からは善が帰結する」という」とである。嘘を例にして、フィヒテは、一つの発話状況を、それを理想的なそれとして基礎に描く(unterstellen)ことなしに、実現することは、どんな場合でも正当化できないことを、明らかにしようと試みている。今ここに存在している希望を放棄することを、かなり遠くに存在している希望によつて、正当化することはできない。けれども、どのように件の「先取り」が理解されようとも、政治的行為にとって、普遍的合意が、理想的尺度あるいは未来の目標あるいはその両者でしかない限り、やはり支配は存在することになる。」

の支配は、次の様な者達の支配である。すなわち、合意を先取りする権利を、そして彼等の先取りを基礎にして他者達を他者達が自らは為さないであろう」と強いる権利を、認められる者達の、あるいは、こうした先取りや強制を自らに引き受ける者達の、支配である。

ハーバーマスはこの不均衡には注意していない。この点で彼はプラトーンと一致している。プラトーンは「先取り」と「現実の合意」との間の差異を飛び越えてしまう。何故なら、彼にとって、政治学は理想的な場合には数学と同様の学問であり、政治学の洞察は、その洞察を実現する主体に対しては、無頓着だからである。」の見解は、欲求も同じく又自己保存の条件も、不变のものとして、つまり「自然本性的なもの」として、前提している。類の再生産に捧げられている非自由な(奴隸的)諸活動は、それらの構造に於て、それらが働きかける自然と同様に、恒常的なものである。これらの活動は、奴隸によつて、後には農奴によつて、完遂される。「裸の生活」の再生産が彼等の義務である。「善き生活」という問題に就いては、もう一つの(社会)層に於て決定される。」のことは、近代的市民層と共に、変化する。理論、学問(科学)が、今

やはじめて、〈より多く持とつとする活動〉（プレオネクシアーネ、*Mehrhabenwollen*）と労働とに、奉仕する。これに伴い、労働の構造が、自然支配を進めていくという目標をもつて、革命化される。社会とその社会の自然的基盤との関係は、それ自身ダイナミックなものとなる。欲求の自由保存の諸条件も〈可変的なもの〉（Variables）となる。

さて、ハーバーマスは、次の場合には、唯名論的・唯物論的土台の上で、〈先取りされた同意〉と〈現実の同意〉との差異を一通り支配を一再び無視する」とが許される、と信じてゐる。すなわち、〈支配からの自由な、可能な、現実のコミュニケーション〉（eine mögliche reale herrschaftsfreie Kommunikation）の諸条件を作り出すことが、支配の目標である場合だ。ところで、これはく一定の定義に於ける成年性（Mündigkeit）を、誰もが明るかに持つてゐる関心として、基礎に描くべく（unterstellen）がやめる」という前提にしてゐる。ハーバーマスは、繰り返し、解放過程を、精神分析のモデルで、すなわち〈歴史的（系統発生的）もしくは個体発生的なコミュニケーションの阻害要因を一步

一步反省的に解明し取り除いてゆく仕事〉というモデルで、

解釈している。このモデルは、知識人のモデルであつて、労働者、芸術家、政治的に行爲する者のモデルではない。すなわち、自由を、〈反省過程〉（Reflexionsprozeß）として、つまり〈自由自身の病歴を規範的に再構成するもの〉（normative Rekonstruktion der eigenen pathologischen Geschichte）として理解するにむし、明らかな根拠があらわれではない。したモデルは、例えばイデオロギー批判的には、知識人達の支配イデオロギーとしてなら、考察され得るであろう。知識人達は、社会的療法家として、成年性のための批判基準を定めるからである。けれども、自由は全く別様にも理解され得る。初期のギリシャ世界では、自由は、僭主が人にそこから出てふくことを強いる、住み慣れた生活秩序の中で、生活することができる、と理解された。あるいは逆に、自由は、創造性や自発性として、つまり革新能力として、理解され得る。ところが、後者の場合には、〈支配からの自由〉という目標は、明らかに根拠があるどころではないのである。というのは、ハーバーマスは、マルクスと共に、〈支配からの自由〉は、稀少性の克服すなわち余剰を前提にしてゐる、と書いてゐるからである。もし万人が（生きるために必要なもの

を手に入れるために）ただ手を伸ばすだけでよいとするならば、もはや正義という抑圧的理念の必要はない。しかし、稀少性ということがなくなるとすれば、それは、人間というものが、願望と充足を可能にするものとの間の不均衡を絶えず産み出したりはしない、満足し切った存在である場合だけであろう。

カントとフィヒテは、政治的正統性を事実上の普遍的合意の上に基礎付けるという理念を、直接民主制の理念として、批判した。直接民主制は、カントにとっては、專制と同じ意味を持っている。否それどころか、直接民主制は、專制とは違つて、改良されるということが全くあり得ず、革命によってのみ転覆され得るのである（『永遠の平和に寄せて』Werke, VI, 128 f.）。何故か？ 何故なら、普遍的合意と「広範な合意の基礎」とは同じものではないが、しかし直接的・非代表制的民主制に於ては、「多數」がいきなり全体に取つて代わるからである。普遍的合意は、いつも理性的であろう。というのは、それは、理性的な者、弱者、そして、充足チャンスへのその関与が同意によつて狭められる者達を、包み込んでいるからである。しかしながら多数の合意は、もしそれ

が代表者の選出ではなく内容的な決定に向けられているとき、支配の行使である。—すなわち、それは、決定の対象であつた百人目の人の、九十九人による、支配である。ブラジル人の多数派は、いつでもインディアンの原住民を殺すことを決定することができるであろう。しかし、市民の多数派であつても、—それが民族的であろうと、宗教的であろうと、年齢的であろうと、イデオロギー的であろうと、あるいは生物学的であろうと—少数派の権利の代弁者となることができるであろうか？ 成程、多数派はこうすることができるであろう。しかし、この場合には、多数派は彼等自身の特殊な利害関心をはつきり表明することはもはやできないであろうし、従つて少数派に対しても特権化されていることになろう。けれども、通常は、こうではなく、反対であろう。すなわち、多數派の意思は、直接に一般的の意思の表明と理解され、この一般的の意思に対しても、選出された代表者がするようには、その「私的意思」を相対化しないであろう。多數派の私的意思は、その場合には、最上位の捷になる。こうなれば、それどころか、多數派自身が全体を代表することを、多數派に封じることはできなくなるであろう。

まさにこれは專制である。多数派の特權は、それ故、多数者の意思を制限することによつて全体の意思を代表する人々を、名指すことが許されるということに、制限されなければならぬ。多数派の意思を制限することは、いつでも正当である。多数派の意思を貫徹するためには、如何なる権利も必要としない。何故なら、その意思是ア・プリオリに権力を持つてゐるからである。一つの秩序の基礎にあり、その秩序を正統化するのは、合意の普遍性であるが、これは、従つて、現実には否定的にのみ表され得る。すなわち、合意は不在であるということが、一法律に対する不服従と移住（亡命）とを通じて——主張され得るのである。多数派の合意に基付く國家は、法律に対する服従を、その正統化の基礎を犠牲にすることなく、強制することができる。もしその国家が、その代わりに、移住を許可するならば。それに対して、移住権のない国家は、それが一つの先取りされた普遍的合意に基付いていないという素性を明らかにしてしまう。

少数派と多数派との対立という前提は、万人の限界付けられない討議をもつて、まさしく不要になつてしまふ、という異議が唱えられるかも知れない。ここでは、どんな少数派も、

無理矢理押さえ付けられることは許されないし、利害関心の全ての対立は、合理的なコミュニケーションのこの経過を通じて、相対化し得る、というわけである。それらの本性からして一般性という媒体に耐える能力のない利害関心——従つて、例えば、搾取者の利害関心——だけが、必然的に消滅せざるを得ないであろう。このような異議は、それにもかかわらず、貫徹し得ないであろう。というのは、第一に、このような〈普遍的討議〉（universeller Diskurs）に於てさえ、はつきり表明され得ないが、だからといって不当ではない、利害関心、例えば、子供の利害関心、あるいは精神病患者の生活権が、存在するからである。これらの利害関心は、他者による代表に依存している。そして第二に、すでに言及した資源の不可避の稀少性は、いつも特定の利害関心は特定の他の利害関心を犠牲にしてのみ充足され得る〉ということを意味している。——少なくとも、水、空氣、土地といった自然的資源は、増やすことができないのである。ところで第三に、限界付けられない討議に於て優先順位に就いて相互に了解するという要求は、時間が本質的に稀少ではなく、全ての決定根拠を討議し尽くすことができる場合のみ、充たされ得るであろ

50

これらの全ての仮定は、厳密な意味で、非現実的である。

うことは、「論争を閉じる」と、つまり「支配行使する」と意味しているのである。

討議し尽くすことのできるのは、行為と関連した決定から切り離された学問（科学）のみである。真理を発見する学問の過程は、本質的に終わりにする（閉じる）ことができない。こゝでは、「学芸は長く、人生は短い」（*ars longa, vita brevis*）が妥当する。こゝでは、後進の誰もが、全ての仮定を絶えず新たに究明し、すでに達成されたあらゆる合意を再び問題に付することができる。もし学問と社会とが短絡されて、社会全体を強制のない討議の原理の上に基礎付けるという善い意図に於て、政治領域の切迫した決定の要請が学問の中にもたらされるなら、後進の者は、明らかに、こうする」とはできない。強制から自由な討議の空間は、社会にとって決定的に重要である。しかし、この空間は、「学校」であって、ポリス

ルのじれど困難やるゝ事は重要である。回故なり、それを
憲法のばく、〈共通論の解釈〉(die Interpretation des Ge-
meinwohls) や 〈抽象的合意の先取つ〉(die Antizipation
eines universalen Konsenses) が、〈ルの如意の現実的由因表
題〉 die reale Selbstartikulation dieses Konsenses) やは決
してなじむるべく、それ故、否定され得るゆのやあり続け
るといふのが、見て取れるようにならぬがゆである。ルのい
そ、ダーネハーデルフが正論にも強調してゐる所である。一
ゆうとゆ、彼はルのからみて、ルのでは總じて回意の先取りが問
題になるが否かという問ひは、従つて正統的支配と非正統的
支配との違いは、無視し得るゝところを紹論を、示してい
るのであるが。

という意味での「都市」ではない。討議が強制からの自由であることとを可能にし保障することは、いつも社会の決定に基づいていた。この社会は、それ自身政治的であり、それはそぐしたりはしなかつた。ところで、政治的な決定を下すとい

である。すなわち、〈交換〉に於て、そして〈配分〉に際して、自己の觀点に對して〈衡平〉の觀点に優位を与える氣構えと能力とである。〈先取り〉は、さしあたり一度は形式的に、恣意的な利害關心の支配から、全く區別することができない。〈良心の判断〉を別様に動機付けられた判断から區別するための、操作化可能な基準というものは、存在しない。一良心が勧告するもののために、著しい不利益をすすんで引き受ける氣構え以外は。支配者にとって最も著しい不利益は、彼の権力を支えている事實上の合意基盤を失うことである。

従つて、多数派の合意の喪失を進んで引き受ける氣構えだけが、権力の保持者が、自らの行為を、〈普遍的合意の先取り〉の上に、つまり〈良心の判断〉、一つの実踐的理性關心の上に、基礎付けていいるかどうかの、指標であろう、という逆説的狀況が成立する。

この視点から連邦議会に於る東方條約の議決を見ることは、興味深いことである。政府はその際、それが議会に於て多数派であることを、野党はその棄権によつて、選挙人に於て多数派であることを、危険に晒した。従つて、兩陣営に「良心的」行為が認められなければならない。しかしながら、まさ

にこの例は、行為が良心的であることが確認されることで、成程政治的秩序に正統性のベールを被せるためには、多くのことが獲得されてはいるが、しかし具体的な決定を判断するためには、ほどんど何も獲得されていない、ということを、示している。まさに〈普遍的同意を先取りする〉に際しては、政治的行為する者は孤独であり、事實上防護してくれるものを持たないのである。

この点で、政治的問題は道徳的問題となる。だが、このことは又、良心に訴えることは、まさに、支配を正統化することには役立たないということを、意味している。というのは、〈普遍的合意を先取りする〉ということは、自らを危險に晒すことによつて、為されることだからである。すでに述べたように、〈眞の良心〉と〈誤てる（迷える）良心〉とを区別するための操作化可能な基準というものは存在しない。それ故、古典古代の政治的知恵の最終的結論は、混合政体（regimen mixtum）であった。何が正当か（法権利か）、に就いての自己自身のイメージに、規範的力を与える、法権利は、事實上の多数派の合意に結び付けられるべきであろう、とされるわけである。多数派は全体を代表しないが、しかし多数派に反

対して、誰も全体を代表することを要求できない。彼が学問的（科学的）理論によって適切に先取りすることを主張する、将来の合意の名に於て、行為する場合も又、それを要求できない。學問的「先取り」は仮説と名づけられる。仮説は、人々を彼等の同意なしに真偽の証明のための手段にすることを、正統化しない。そうでなければ、人々は、一方の技術官僚的もしくは解放的な社会的技術者と、他方の彼等の（操作や処理の）材料としての人間とに、完全に分割されることになる。

混合政体の理念と支配の正統化は撤回し得るという理念とは、あらゆる合意の有限性を計算に入れている。「まさに〈普遍的合意〉は決して支配に取つて代わることができないが故に、支配は〈多数の者達〉によるコントロールを必要としているのである。」支配を廃棄するというユートピア的目標は、それに対し、コントロールされない支配を正統化する。何故なら、コントロールを行うであろう者達は、「本性上の奴隸」、つまり解放されていない存在である以上、政治的な主体の性格をいまだ全く持たないからである。支配を〈支配から自由な合意〉と置き替えるという目標は、かくて、制限とコ

ントロールとを受けない支配の正統化論となる。——ハーバーマスは、勿論こんなことを少しも望んではない。しかし、私のテーマは、一著者の意図ではなく、一発想の本質にある事態からの帰結に向かっているのである。

〔6・新しいアンチ・ティー・システム論—理性〕

結語として、〈支配〉、〈理性〉、そして〈合意〉といった諸概念を古臭いものにしてしまおうとする、ニクラス・ルーマンの試みに就いて、なお若干のコメントをしておきたい。多様に細分化（差異化）された社会システムに於る支配的エンメントに対抗するルーマンの議論は、実践的理性が自らを堅持することへの関心を持つていて、明らかに見て取れるようにするには、最も適しているように、私には思える。

ハーバーマスは、この実践的理性関心を擁護しているが、このことは、彼がこの理性関心を民主制化の関心と同じものにしているだけに、必要以上に複雑に且つ弱くなってしまっており。このような関心を、ルーマンはあっさりとシステム理論的に統合することができる。『手続きによる正統化』といふ彼の論文の中で、彼は政治の民主制化を歓迎している。とい

うのは、「民主制化はヒエラルヒーを崩す」とされるからである。ところで、ヒエラルヒー、つまり頂点による全体の象徴化は、「正統性を呈示する」とである。—そして、このことは、システム安定化という観点のもとでは、危険なことのように思われる。というのは、「それによって、全体が、一つの役割によつて、すなわち危険な具体的レベルで、イメージされ、そして、この役割に於て、攻撃されかねないからである」(『手続きによる正統化』, 1969, S. 152)。だから、支配は、それが普遍的合意の一途の先取りであり、しかも自己責任を負わされているその先取りである限りで、はじめて、不合意(Dissens)を表明し得るものとする。というのは、合意と不合意は、一つの提案に関連してのみ、表明できるからである。一つの現存している社会秩序の全体が、一つの拘束力のある提案——これに従つて、撤回まで手続きが為される——のかたちで、もはや全く捉えられないところでは、不合意は、代わりの充足の放出によつて沈黙させられるが、—あるいはそうでなければ、それは病的な不適応となる。このことは、不合意が表明され得ないところでは、合意ももはや存在していない、といふことを意味している。

現代の産業社会は、支配のない状態に向かつて動いているのかも知れない。こうした傾向を知識として受け取ることはできる。しかし、こうした傾向への理性的関心を明らかに見て取れるようになることはできない、と私は主張する。というのは、同時に、匿名的で見えないものになりつつあるシステム強制の状態へ向つている傾向は、合意と不合意との区別や、総じて「理性」や「責任」といった概念を、空虚なものにしてしまうからである。適応と不適応との対立は、服従と不服従との対立の、主体性を消去してしまったが故に、悪しき、代替物である。「不服従の可能性を奪われてしまふ」とは、寧ろ人間にとって最大の不幸なのである」(Julien Freund, *L'essence du politique*, Paris, 1956)。

善き支配者といふユートピア
—ノルゲン・バーべーマスとローブルト・ショペーマンとの間の一論争

親愛なるショペーマンさん

押し付けがましいところなく堂々と、そして古典的自然法の現代の弁護者達によくある御節介やきの伝統主義などといったものもなく、貴方は、政治哲学を、その起源にまで、つまり〈理性的支配〉の理念にまで、連れ戻しました。貴方は、ホップズとともに展開された経験主義的社會哲学に対して、伝統の優位に光を当てました。前者は、後者がそうするようには、実践的問題の真理能力 (Wahrheitsfähigkeit) を否定しません。そうではなく、前者は、〈正統性〉と〈真理〉との間に、従つて〈正統的支配〉の存立能力と〈事実上妥当〉している諸規範を根拠付けることができるという要求との間に、単に主観的でない関連が存在していふことを概念把握しています。

偶々、私は、『帝国主義と構造的暴力』 (edition suhrkamp 563) に就いての諸論文を読んでいたとき、貴方の論文の載っているトマス・ハーバーマス／ショペーマン論争

の教説は、断念されてしましました。そして今日、無理な強引さなしにはそれを元に戻すことはできません。事じにまで至つた困難に貴方は明らかに言及していません。私が正しく見ているならば、一つのもとも重要な異論が、次のことをから生じてきます。一つには、〈正統的支配〉は、通常コントラ・ファクティッシュ (kontra-faktisch)、搾取と抑圧との外観に反して、安定化される、という経験から。そしてもう一つには、本質認識 (Wesenserkenntnis) の地位が、従つて真理への直観的通路の地位が疑わしい、ということから。本質認識は今日、諸理念に就いての教説もしくは形而上学において、レオ・ショトラウスの主張にもかかわらず、もはや納得し得るのにもわれる」とはあり得ません。

プラトーンとアリストテレスに支えられた政治に就いて

ハーバーマス／ショペーマン論争

た『マルクール』誌を手にしました。これらの論文の一つの題辭に、私はフランス・ファノンから借りて引用文を付けました。この引用文は、上記のようなテーマにもかかわらず、全く感傷性を感じさせません。

「植民地支配者の街は、全く石と鉄からできた安定した街だ。照明され、アスファルトが敷かれた街では、ゴミ箱はいつも、馴染みのない、見たこともない、決して夢想されるこ

とのない食べ残しで溢れている。植民地支配者の足は決して見ることはできない。恐らく海辺以外では。だが、人は決してそんな足に近づくこともない。しっかりと靴で保護された足。彼等の街は清潔で、滑らかで、穴ぼこも、石もないのに。植民地支配者の街は、ぶくぶくのいかがわしい街だ。その腹は、いつも良い食べ物で一杯だ。植民地支配者の街は、白人の街であり、外国人の街だ。植民地化された者の街、あるいは少なくとも生まれついたものの街、黒人の村、メディーナ、居留民地は、ひどい場所で、ひどい人間が住んでいる。人はそこでは、どこかで、どうにかして生まれる。人はそこでは、どこかで、何かで死ぬ。それは隙間のない世界だ。人

も小屋もくつき合っている。植民地化された者の街は、飢えきった街だ。パンと肉と靴と石炭と光に飢えきった街だ。植民地化された者の街は、うずくまつた街、ひざますいた街、へたりこんだ街だ。黒人の街、あいのこの街だ。植民地化された者が植民地支配者の街に投げかける視線は、欲望をたぎらせた嫉妬の視線だ」。（ファノン、『この大地の呪われた者達』）

所謂辺境の極端なケースは、我々のメトロポールの通常のケースに光を当てています。負担と社会的補償とを、欲求充足のチャンスと危険とを、不平等に配分している「制度システム」が存在しています。こういう「制度システム」をも、「正統的支配」が、正統化してしまうことを、ファノンは目の当たりに見えるようにしています。「もしそれに関わる人々が〈討議による意思形成〉(diskursive Willensbildung)に参加するならば、〈正統的〉支配は強制のない合意を見い出さないであろう。」こういう思考実験を我々はするのです。「支配」というカテゴリーは、貴方の尺度に従つても、非理性的なものです。けれども、「支配」は、まさに正統化によつて、維持

されるのです。従つて、説明する必要のある現象は、事実上存立している諸制度に対して非暴力の承認を確保しているような、正統化の仮象が、効果的に確立している、という点にあります。私は、意思を形成する〈討議〉を体系的に制限する、」の〈構造的暴力〉(strukturelle Gewalt) を、説明したいと思います。

ショペーマンさん、貴方は、これに対し、一人の賢い支配者の必要を論証することに急です。多くの人々（大衆）は、〈討議〉に参加する能力も、彼等の眞の利害関心を認識する能力もない故に、彼等は、「[己]自身の非利己的知恵に基付いて、万人の〈理性的合意〉を先取りする」とができる」(S. 740) 人を、定めるべきである、とされています。これは、この十年ほどアメリカで、そして我が国でも、支配的な、政治理論のニュー・バージョンです。このバージョンはプラトーンを支えにしていますが、トックビルをびっくりさせるものです。ピーター・バカラックは、『民主制的エリート支配の理論』(Europäische Verlaganstalt, Frankfurt, 1970) に就いての彼の書物の中で、こうした政治的理論に対して、私の見るとこども、説得力のある批判を行いました。

「支配的地位」は通常、権力の占有によってのみ特権化されているではありません。この「支配的地位」を保持する者達が、特権化されていないか、あるいは少ししか特権化されていない大衆よりも寧ろ部分的利害関心にとらわれていな、と貴方はどうして想定するのでしょうか？これは人間学的なペシミズムもしくはオptymismusの問題ではありません。私の言わんとしているのは、こうことです。我々は、〈討議による意思形成〉が社会の組織原理としてどの程度広く貫徹され得るか、という設問に対し、〈人格システム〉の容量限界に達することなく、人間学的回答を与えることは全くできぬ、ということです。我々は〈人格システム〉に就いて知識を持ちません。ですから、我々は、諸々の試みを、我々がそれらをどんなにペシミスティックな期待水準で始めようと、思い留まらせたり、差別したり、あるいは中止したりする理論的資格（根拠）を持っていません。というのも、他面では、〈支配〉を正統化させている「一般的」利害関心の背後には、支配グループの部分的利害関心が存在している」とには、歴史的に充分裏付けられた明らかに証拠があるからです。

得る」となるのか、という当然立てられるべき問いに、立
ち入つていません。真理へ特権化された通路があるとするな
れば、一特権化された者は、どうぞれと識別できるのでし
ょうか? ハの問いは、再び息を吹き返したプラトーン主義
が直面してゐる、もう一つの複合した難問に、我々を導いて
いきます。近代哲学は、一決して唯名論的そればかりでなく
一形而上学への橋を徹底的に破壊してしまいました。ですか
ら、実践哲学を、古典的伝統に訴えるハの、あるいは更新す
るわけには、きません。ハの文脈を踏まえて、〈真理の合
意論〉(Konsensustheorie der Wahrheit)は試みられてゐる
のです。ハの、〈真理〉概念を広く捉え、〈主張〉の〈妥当
要求〉(Geltungsanspruch)ばかりでなく、同じく〈規範〉の
〈妥当要求〉をも考えに入れて、ハの理論に従うな
れば、〈規範〉が妥当するハの意味は、「全ての関与者が実
践的〈討議〉に参加するならば、彼等は対応する勧告に合意
する」とになるであらう」という要求になります。ハの非古
典的真理論は、(とりわけ又)存在論的真理論の諸々の難点を
免れて、いるはずです。〈真理の合意論〉は、〈規範〉の合意能
力(Konsensusfähigkeit)はその(特権化されて認識し得る)

正しく(Richtigkeit)(ハの「真理」)に依存する、とい
う貴方のテーゼと、一致しません。〈真理の合意論〉は寧
ろ、〈実践的妥当要求〉の意味は〈討議によって真理を詰け出
かハ」とがであるハのハの(diskursive Einlösbarkeit)自
体にあることを、あくまで主張します。

〈真理の合意論〉は、成程実践的諸問題の真理能力(Wahr-
heitsfähigkeit)を根拠付けます。しかし、それは同時に〈可
謬論理〉(fallibilistisch)もあるのです。何故なら、それは
外からの真理基準を締め出すからです。我々が〈討議〉の意
図を持って遂行する経験的発語が〈理想的発語状況〉(ideale
Sprechsituation)の諸条件を事実上充たす、という確信を、
我々は決して持つハとはきません。我々は、あらゆる場合
に、後から振り返って、我々があれこれの場合に思い違いし
なかつたことを、そして何故しなかつたかを、確認できるの
です。明らかに、我々は、〈討議〉を遂行しようとする度び
に、我々の発語が〈歪められないコミュニケーション〉の形
式的諸属性を明らかに示すことを、相互に前提にし合うとい
うハと以外に、選択の余地を持たないので、そうした諸属
性は、唯〈より良い論議〉という本来的に強制のない強制を

だけを許容し、そして〈協働の真理探求〉(kooperative Wahrheitssuche)以外の如何なる動機にも抵触しません。」の文脈に於て、私は、理性的意思疎通の規範的基礎は、不可避的な〈先取り〉の性格を持ち、そして先取りされた基礎としても又有効に働く、といふことに就いて、語ったのですか（『社会理論か社会テクノロジーか』、Suhrkamp, 1971, S. 140）

さて、私が真理論の枠の中で理性的談話の構造を特徴付けようとして用いている〈討議〉という規範的概念を、いきなり実践哲学の概念として扱うことは、有意義ではありません。勿論、〈カミヨリケーション倫理〉は、行為の諸原理よりも、寧ろこのような諸原理を正統化する可能性の形式的諸条件を、提示すべきだとすれば、理性的談話の基本的規範にまで遡らなければならぬ、としてもです。確かに、意表を突いて行われる、一つの概念のあるレギュルから他のレギュルへの位置の移動は、予期されない効果を、一通常、ハラルド・ヴァインリッヒの筆のいた寄稿が示しているような、滑稽な効果を狙つてします（『システム、討議あるいは長の尻の独裁』、同誌、S. 801, ff.）。しかし、適切であるのは、〈討議〉概念を

合意論に導入するという問題と〈討議〉の〈制度化〉の問題とを分けて考える」とです。特定の条件の下で〈討議〉が遂行される、という期待が、広く普及し、義務感を伴つて現存している場合に、その場合にはじめて、〈討議〉という規範的概念が幾らか社会的現実味を帯びるようになつたのです。特定の領域のための実践的〈討議〉は如何に制度化されたか、という「歴史的」問題、〈討議〉は経験的諸条件の下で総じて如何に実現されるか、という「原理的」問題、そして最後に、〈討議〉は所与の状況に於て意思形成の組織原理として如何に貫徹され得るか、という「政治的」問題を、私は互いに分けて考えてみたいと思います。

ショーマンさん、貴方は、三つの複合問題のそれぞれに、貴方には「支配からの自由」というユートピア」と思われていること、に対する異論を、結び付けています。それに就いて、次のことを述べたいと思います。

(a) 私は、進化的推進力 (evolutionäre Schübe) という観点の下で記述される、〈普遍的歴史〉 (Universalgeschichte) をイメージすることができる。この歴史に於て、領域に特殊な部分〈討議〉の〈制度化〉は、効果的な革新的成果として、

蓄積されているに違ひありません。一つのドラマティックな

例は、初めて神秘的宗教的世界解釈 (Weltdeutung) の〈妥当要求〉を体系的に疑問に付し吟味せしめる」とのできた、諸〈討議〉の、〈制度化〉です。我々は、これを、哲学の始まりとして、そしてある仕方では又、アカデミックな教説と研究の始まりとしても、理解しています。もう一つの推進力は、職業倫理的に伝承され技術的に応用される世俗的知識の〈妥当要求〉を体系的に疑問に付し吟味せしめる」とのできた、〈討議〉を伴う経験諸科学の、〈制度化〉です。この系列の中で又、〈討議〉による〈学習メカニズム〉が政治的決断の領域へと拡張していくのです。市民的民主制は、政治的に結果を伴う全ての決定過程を、公民 (Staatsbürgerpublikum) の、法的に保障された〈討議による意思形成〉に、再び結び付けられることになります。

この例は、政治的〈支配〉と根拠付けられた合意を目指すべきである〈討議〉との、制度的結合が、〈民主制化〉 (Demokratisierung) という形態を取ることを、示しています。ですから、私が実践的諸問題の理性的準則化への関心を〈民主制化〉と取り違えている、というの疑惑を、貴方は持つておら

れます、そのことが、私はには理解できません。

いずれにしましても、市民的民主制の要求は、一つのーたとえ有効に働いているとしてもー擬制に留まりました。そして、今日、次のような人々が、意見を異にして対立しています。一方の人々は、一エリート論の名に於てネオ・リベラルな立場を採るか、あるいはシステム論の名に於て技術官僚的立場を採るかはともかくー市民的理想をあからさまに撤回してしまいます。他方の人々は、人間の自然本性あるいは複合した諸システムの制度的強圧が、創造的な〈討議による学習メカニズム〉が政治的的意思形成の諸領域への拡張していくことを、阻止する、ということを知っていると、それ程性急には申し立てません。ユートピア主義という伝統に則った非難をすることとで、貴方は挙証責任を負っています。

(b) 貴方の原理的異論は、政治的に結果を伴う〈討議による意思形成〉は経験的にいつて凡そイメージすることができます。まず、貴方はこう主張しています。資源が稀少である場合、幾つかの利害関心は、他の利害関心を犠牲にしてしか、充足され得ない、一すなわち、政治的決定に服する全ての利害関心が一般化能力を持つてている (verall-

gemeinerunsfähig) わけではない、と。」の「とは否定できません。しかし、如何にして、こうした事情から、論議による意思形成の可能性に反対する論議が獲得され得るのか、私は理解できません。〈討議〉の論理に従えば、一つの根拠付けられた合意が強制を伴わいで導き出されるのは、参加者達（そして当該者達）に共通な利害関心に就いてのみです。

部分的利害関心の間の相殺は、〈妥協〉を、従つて権力的地位

卷之三、三、三用三三圖同、行、三、三、三圖、三、三。

を取らないように相互に牽制し合ふことを
要求します。しかし

かしたから、『説編』は放て以外は如何にして我々に和解開

することができるのでしょうか？どうして、公民は、支配し

ているエリート達が、彼等がいつも主張するであろうように

彼等の特殊的利害関心が一般的それと重なり合う と言うのを、「信じる」ことができるのでしょうか？我々兩人が論議し

行為論的框架 (der handlungstheoretische Rahmen)

が発展した社会に於る政治的システムの現況に適していない

という事情を、私は疎かにしています。実践的諸問題が△討

議によつて決定され得る領域、それらが（妥協）によつて決定されなければならない領域、あるいはそれらが（否定的

ハーバーマス／シュペーマン論争

自由権 negatorische Freiheitsrechte の例が示しているように）利害関心に就いての私的・自律的な知覚能力（privatautonome Wahrnehmung）に委ねられるべきである領域、いわば、社会システムの発展水準を考慮することなしには、相互には「あり境界付ける」とはできません。——うした境界付けは、それ自身実践的〈討議〉の対象であります。——

次に、貴方は、政治的意思形成過程が、学問的〈討議〉と違つて、否応無しに〈決断〉に迫られる」とを、想起していきます。要するに、全ての〈討議〉は、それらが経験的事象である以上は、時間や空間の厳しい制約、もいには心理学的にして社会学的制限、情報や個人的影響の不確定的勾配（落差）等々に服しています。学問（科学）システムも又、生活諸過程から全く切り離されてゐるわけではありません。〈討議〉といふものは常に実践の海の中の島なのです。勿論、確かに違いはあります。政治的決定にとっては、時間は、理論的問題の決定にとってよりも、より切迫しています。しかし、貴方の結論に、「私は再度従う」とはできません。貴方は言つています。「政治的〈決断〉を下す」とは、〈論争を閉じること〉、

つまり「支配行使すること」である」と。確かに、一つの「討議」を受け入れたり中断したりすることは、「決断」にかかります。「討議」が特定の領域に於て制度化されている限りでは、人は、どのような条件の下で「行為」が中断され、そして一つの「討議」が受け入れられるか（ないしは、受け入れられ得るか）を知ることができます。しかしながら、参加者達が、一つの「討議」の中斷に就いて、決断を下すかあるいは延期するかの二者択一の点で、自ら根拠を持つて判定したのか、あるいは、それに就いて権威を持つて決断されるのかは、本質的違いを成します。何故、第二の可能性のみが与えられることになるのでしょうか？何故、背後から「決断主義」が再び導入されることになるのでしょうか？

ヴァインリッヒは、事柄があれこれ論じられて收拾が着かなくなってしまうような現象を、指摘しています。誰もが、もはや何ら新しい論議が現れないとか、あるいは、事柄が「論じ尽くされる」前に決定されなければならないとかいった、対話状況を経験しています。一時間というものは、他の厳しい制約がそうであるように、準則化を強い一つの資源です。ルーマンは、別の厳しい制約を、例えば、我々の言っている

ような討論を組織化する必要（必然）性を、挙げています。すなわち、それは、情報の流入を確保したり制限したり、主要テーマと副次的寄与とを分離したり、それらの一連の系列を確定したり、といった類の必要性です。勿論、問題を次第に単純化していくという意味でヒエラルヒーをつくることは、どんな「討議」もしなければならないことです。このような準則を形式化する予備協議によって、実務上の手順が与えられます。こうしたものの中には、多数決原理、少数意見の保護、休会条項、あるいは、委任権といった議決様式、同じく、委員会の形成、テーマの取捨選択、討論の繰り返しといった組織上の問題が入ります。こうしたことが決められる場合でも、参加者達は、法的にせよ社会的にせよ、外部からのサンクションを免れていなければなりません。こうした類の諸準則は、実務的なことではありますが、軽視はできません。それらは、所与の経験的諸制限の下で、実践的「討議」を可能にするはずです。それらを、一回限りで、定式化することはできません。何故なら、それらは、理性的談話の一般的構造—私は、これを、発話行為の特定のクラスを選ぶチャンスを全ての参加者に対して平等に配分することの中に、見

でいます一を、変化してゆく具体的な事情の下で、確保しなければならないからです。このことは、いつも困難で、しばしば事実上到達できませんが、しかし、原理的理由からして不可能であるわけではありません。

権限の代表、委任、持ち回りといった問題は、今日、〈議会主義対評議会制あるいは参加民主制〉(Parliamentarismus versus Räteverfassung oder partizipatorische Demokratie)から観点の上で、一定のアクチュアリティを持っておましたが、何故こうした問題は、組織上の問題のいったいながらで、適切に扱うことができない、となることになるのか、私には分かりません。これらの問題は、エリートの形成といったことより、寧ろ準則化の必要な題材の複雑性というよりも、従つて、選択しなければならない必要が高まつていること、作業分割(分業)、そして構造的細分化に係わっている、と私には思われます。複雑社会に於て、〈参加〉(Partizipation)が、政治的に結果を伴う〈討議による意思形成〉の過程の敷居のといふまで拡大され得るかどうか、そしてそれが如何にして可能か、民主的計画化(demokratische Planung)が可能かどうか、そしてそれが如何にして可能か、これらの問

題は、例えば、「政策科学」(policy sciences)の中でも、数年來、「複雑性と民主制」に就いての論争が戻歸してきました。それらの間に對して、多くの著者達(Renate Mayntz, Frieder Naschold, Claus Offe)は、ルーマンよりむしろ、懷疑的ではな

い答を出していました。

(c)最後に、〈民主制化〉を目指してゐる、移行(過渡期)の政治(政策)に就いてですが、シュペーテンさん、貴方は、教條的歴史哲学に反対して繰り返し持ち出された異論を、私に対して持ち出しています。それは、「支配を廃棄すると、うヨーテピア的目標は、まさに自称啓蒙家のコントロールされない支配の正当化に役立つていて」という異論です。この非難は、貴方が認めていますように、私の意図には当つていません。しかし、それは、同様に、貴方が主張してゐる(S. 752)ようには、私の思惟の端緒(発想)から帰結するにともどつていていません。我々の〈制度システム〉の中には、従来他の全てのシステムに於てそうであったように、〈参加民主制〉を拡大する試みに對立する、〈構造的暴力〉が、組み込まれています。潜在的暴力は、諸々の正統化の暗黙の働き(効果)に、つまり意思を形成するコミュニケーションの体的ではあつ

ても目立たない制限に、支えられています。これを通じて、特定のテーマが公的な取り扱いから、そして特定の主題が総じて決定から、外されてしまうのです。私は、〈制限されたコミュニケーションが機能する〉と、このよくな〈コミュケーションの制限を自己反省によって突破する〉(die Selbstreflektive Durchbrechung solcher Kommunikations-

schränken) を、精神分析が提供するモデルを手がかりにして、探究すれば、有望だと思います。このモデルによって組織されている〈啓蒙過程〉(Aufklärungsprozesse)が成功すれば、かの〈構造的暴力〉からの解放が遂げられます。この暴力は、老人達「アルノー／ホルクハイマー等」が言った、自己瞞着(Selbsttäuschung)から、つまり〈眩惑〉(Verblendung)から、その力を引き出しているからです。(精神) 分析家は、可能な〈討議〉のための初期条件をまず一度作り出すために、〈討議〉の技術のみを利用します。ところは、ここに、治療の成果と〈自己反省〉(Selbstreflektion)の本来の働きとがあるからです。依存状態を剥離させることを目指している、この過程は、それが、固有の論理を毀損し、解釈を「押し切る」場合にのみ、〈支配〉へと逆転し得るわ

けです。一受け取り手は、提供された解釈を、適切な事情の下で、すなわち、強制されることなく、承認するかあるいは拒絶する、はつきりしたチャンスを持たなければなりません。洞察の中に、つまり強制されないで受け入れられた解釈の中に、限定されない〈啓蒙〉は、〈啓蒙〉ではありません。

移行(過渡期)の政治(政策)に関して、このモデルは、

制限付きで適用が許されるに過ぎません。〈精神〉分析的対話と〈イデオロギー批判〉とは、共通の構造を持つています。一両者は〈啓蒙〉を組織する、と我々はいふことができます。しかし、政治的実践は、治療のモデルに従うことではありません。何故なら、〈啓蒙を組織する〉と〈戦略的行為〉とは別のことですし、決して一挙に(uno actu) 実行する」とはできないからです。ヨーロッパの労働運動の伝統に於ては、とりわけレーニンの理論とスターリンの実践に於ては、分離されずに、唯一の組織つまり党に負託されたので、特殊な差異が宿命的に混同されことになつたのです。私は、『理論と実践』の新版への序論の中で、反省的理論を客体化して適用することから帰結する、〈カテゴリーの誤謬〉に就いて立ち入つて論じました。——この誤謬は、実践

の中で大きな代償を支払わされたのです。シュペーマンさん、貴方は、この不齊合を齊合的に解釈し直そうとしています。敬具

〔返信〕

ユルゲン・ハーバーマス

親愛なるハーバーマスさん

貴方のお手紙に心から感謝します。貴方のおっしゃつている「支配から自由な討議」という言葉が、現実の討議を権威づくに終わらせたり、疑問を持つ者を失格させたりするための、武器ではないことを、それに就いて知識を持たない者にも、貴方の手紙は示しています。如何なる談話に際しても理想的発話状況が基礎として前提されているはずである、という貴方の理論は、貴方が、マルクスに就いての多くのテキスト講釈を極めてやりきれぬものにしている暴露者のポーズを採らなくても、政治と倫理と間の「おぞましい溝」をその都度架橋し、意見の違いに我慢強く耐え抜くことを、可能にしています。

貴方の論議は、貴方が書いている全てと同様に、私に色々と考えさせてくれました。しかしながら、それらは私を納得

ハーバーマス／シュペーマン論争

させませんでした。ですから、私が貴方を納得させることを試みなければなりません。貴方は書いています。「討議は常に実践の海の中の島である」と。私の言いたかったことはこのこと以外ではありません。しかしながら、私が思いましたに、この命題は、「支配」を「社会の組織原理としての「討議による意思形成」」ときつぱりと交替させる、という目標とは、相いりません。貴方はおっしゃることでしよう。貴方の理想を実現するためには、このような「討議」がいつでも可能である、ということで十分である、と。私の問い合わせはこうです。どんな人の要求に対しても、そうなのか、そして、誰もがもはや存続を要求しなくなるまでの間、ずっとそうなのか?この問いを立てることは、それを否定する、ということです。ところが、それを否定するということは、「支配」を必要なものとして認める、ということです。貴方はおっしゃることでしょう。「討議」を受け入れたり終わらせたりする際に基礎にしている規則は、一般的同意能力を持つているはずである、と。私はそれに同意します。それは、それどころか、「正統的支配」の私の基準です。そして、そうである限り、当然又、「討議」に参加する意思のある者だけが「討議」に参加することが、

明らかなのです。（それ故勿論、亡命権が存在しないところで、正統性は凡そ問題になり得ません。）しかしながら、それらの規則は現実に同意によつて採択されなければならないのでしょうか？もし〈然り〉ならば、実践は、最善のケースには、〈討議〉の海の中の一つの島になることでしょう。そして、そうはいかないのですから、〈討議〉そのものが実践になるでしよう。しかし今度は、この実践は〈討議〉を欠く実践に、つまり権力闘争になるでしょう。ところで、もし〈否〉ならば、万人にとっての同意能力という問題は、万人よりも少ない人々によつて、決定されなければなりません。このことは、すなわち、〈支配〉は存在せざるを得ないということです。

私が貴方の論議に立ち入るとすれば、私は、さしあたり、貴方が引き合いに出している〈正統的支配〉の範型を、すなわち植民地支配を、退けておかなければなりません。植民地支配は、通常のケースを照らし出す極限的ケースではあります。それは寧ろ、〈正統的支配〉とは正反対の例です。「黒人達はいまだ自己決定を行うほどに成熟していない」という

ふうに、植民地支配が何らかのかたちで「教育学的に」正統化されているところでも、植民地支配には、現在あるままの被支配者達は〈支配〉をコントロールする者としては問題にされない、という原理的欠陥が、付着しています。このことは、マルクスが「現にあるような」人間達を政治的主体としては否定していることに、あるいは、革命的前衛達が今までお解放されたと宣言されていない被支配者達を締め出してしまうこと、類似しています。〈成熟〉の基準は、両者のケースに於て、異なっています。共通しているのは、〈自由人〉に対する〈政治的支配〉の代わりに未青年に対する〈教育学的支配〉が問題になつていて、この場合、植民地支配のケースに於ては、教育学的な正統化は、一般に、支配者のための純粹に外からの決定を隠蔽することに、役立つてゐるに過ぎません。革命家の〈支配〉の正統化の構造と植民地主義者の〈支配〉のそれとを、同じものとすることは、デマゴギー的だと思う人は、エンゲルスが中央アメリカにおけるアメリカ的植民地主義を擁護している言葉を調べてみるべきでしよう。

正統的〈政治的支配〉の理念がしばしば隠蔽に役立つてい

ることが、この理念に反対する貴方の論議の一つです。しかし、悪しき者が善き者の見てくれで自己正統化を試みなかつたことがあるでしょうか? "Abusus non tollit usum." (乱用は使用を無効にしない) そして、"corruptio optimi pes-sima." (最善のものの堕落は最悪である) 暴君(僭主)も自分を正義の支配者とするからといって、我々は「正義の支配」という理念を拒絶すべきなのでしょうか? 貴方の掲げているもう一つの次のような反論が正しい場合のみ、そう言えるでしょう。貴方はこうおっしゃっています。「正義の支配」という理念は、人間学的恒常値に訴えることによって、そもそも〈解放〉を制限してしまうが、そうした値は、〈支配からの自由〉への道を進んでゆく試みに於て、はじめてテストされ得るのだ、と。〈支配からの自由〉という理想は極めてユートピア的性格を持つていて、と私が主張するとすれば、その場合、それは、まさに〈人格システム〉に於て仮定された限界に基づいているのではなく、その逆です。このような限界は固定しえないが故に、人間の〈欲求構造〉とありうべき〈社会文化的利害関心状況〉が無限に可変的であるが故に、まさにそれ故に、有限な資源に於て、全ての欲求が同時に満たされ得

るわけではないのです。そして、それ故に、〈討議〉を十分尽くせるような時間的余裕をもつて、利害関心のヒエラルヒーに就いて、万人の現実的〈討議〉は、いつも達成できるわけではないのです。

チョムスキーガ「生得の理念」への還帰を要請している」とは、理由がないわけではありません。彼は、この「生得の理念」が存在する場合にのみアナーキズムは可能である、といふ正面切った根拠付けを持つて、それをしています。けれども、十八世紀の「自然の体系」は、私の見るところ、形而上学よりもずっと決定的に、片付けられてしまつていてのですから、どのようにして貴方が、決断主義的エレメントを切り捨てることができる、と信じていらしやるのか、私には分かりません。貴方自身、事実、一般化可能な利害関心に限つて、〈討議〉の媒介を要請しています。特殊的な利害関心は〈妥協〉によつてのみ充たされる、と貴方はおっしゃっています。一般化可能な利害関心と特殊的利害関心とのこの区別は、学問的な操作方法を明らかにし得るものではないよう、私には思えます。真の一般的利害関心に就いての異なる様々な見解は、〈討議〉が一致に導かれない限り、それら自身特殊的

利害関心ですし、そういうものである以上、〈戦略的行為〉に
よつて貫徹されかねないのです。否、それどころか、それら
は、時間が切迫している限り、そうであらざるを得ないので
す。他面では、特殊的利害関心を追求する平和的システムそ
のものは、一般的利害関心です。これに就いては〈討議〉に
於て了解を求めることができます。しかしながら、恐らく、
特殊的利害関心をうまく実現できない人は、規則システムを、
そしてとりわけ〈討議〉規則を、変更することを望むでしょう。
いざれの場合も、どこかで〈決断〉が不可避的に再び現
れてきます。参加者達ちは〈討議〉の中斷そのものに就いて
決定しなければならないであろう、と貴方が言われるならば、
このことは、やはり、参加者の多数決を意味し得るに過ぎま
せん。しかしながら、このことはまた、〈決断〉、すなわち〈支
配〉を意味しています。

人が変えることのできないことが何であるか、このことを、
人が心に留めておくこと、このことに就いて、私は必ずしも
喜んでいるわけではありません。しかし、このことは、私に
は極めて重要なことであると思えます。というのも、そうし
た場合にのみ、それを改善することができるからです。〈支配

からの自由〉を組織化してゆく途上で、これがユートピア的
であるとしても、いずれにしても少なくとも、より正義に適
う支配が達成されるであろう、ということ、従つて、人は、
今日しばしばそう信じられているように、達成し得るものを作
成するため、一つのユートピアを実現すべく努力しなけ
ればならない、ということ、こうしたことが、実際にそうで
あるならば、ユートピアに反対するどんな言葉も余計なこと
でしょう。しかし、まさにこうしたことを仮定し得る如何な
根拠もありません。というのは、自らを〈支配からの自由〉
を作り出すための道具と見做しているような〈支配〉は、長
期にわたり準備されなければならぬ場合に、そしてユート
ピアが断念されなければならない場合に、採られるような、
全ての予防策を、無しで済ましかねないからです。ユートピ
アから自らを正統化する〈支配〉が、その意図に反して、同
様に、長期的わたつて設定されるようなことにでもなれば、
我々は、この〈支配〉によつて、長期的わたるものであるこ
とを自認している〈支配〉よりも、一層ひどく欺かれるこ
になります。支配をより正義に適うものにする措置は、支配
を廃棄しようとする措置に、対置されています。このことを、

ファッショズムを公然とは認し、改革をその安定化効果故に、心み嫌つてゐる、若い革命家達は、さすがに極めてよく把握しています。

ユートピアへの能う限りの接近は、それ故、ユートピアそのものによつて導かれ得る途上に於ては、達成する」とがでません。」)のことは、すでにプラトーンのモデルに就いて言えました。完全な賢者の制限されない「支配」により「真なるもの」が直接的に現前すること、というユートピアへの、能う限りの接近は、一人の程々に善意の暴君(僭主)の制限されない「支配」にではなく、あらゆる制限されない「支配」を避ける」と、すなわち、立憲國家(Verfassungsstaat)の"regimen mixtum"(混合政体)にあるのです。同様に、万人の支配から自由な合意、というユートピアへの、能う限りの接近は、多数者の制限されない「支配」にではなく、かのユートピアから正統化される前衛の制限されない「支配」にでもなく、またもや立憲国家の混合政体にあるのです。

さて貴方は、——これは貴方の第三の反論ですが——統治者が被統治者よりも非利己的である、という見解を、私がどこか

ら採るのか、と問うています。この問い合わせ、サッカーのあらゆる審判に關して立てることができるでしょう。けれども、貴方は次のように反論します。審判とは違つて、「支配」の地位の保持者は、専ら権力の占有によつてのみ特権化されていり得るのではない、つまり、彼等は競合する利害関心の間の非党派的審判ではない、と。このことは、私にも正しいように思えます。

非党派的審判がいるならそれが望ましい、ということで、我々が意見を一致させることができるならば、それでもう十分でしよう。これは、審判は真理への特権化された通路をもつてゐるとか、彼の判定はどんな時も理性的であるとかを、意味しません。(私はこののような特権化された通路に就いて話したのでは決してありません)。しかし、それは「支配」を打ち立てる」ということそのものは、理性的「討議」に於て正統化され得る、ということを意味しています。

さらに、権力という特権は他の特権からは能う限り独立しているべきであろう、という点でも、我々は意見を一致させることができます。その場合には、我々は、「社会國家」の諸条件の下でも社会と国家の同一

性は望ましいことではない、ということに就いても、意見の一致を見るでしょう。自家用車による交通あるいは公共的交通手段の大がかりな建設と人間が歩行者として自由に歩き回ることとのいずれが優先されるべきか、といった問題に就いての決定に際して、例えば、自動車産業の現にある影響力は悪しきものです。というのも、その利害関心は、欲求の優先順位という問題から見て、ここでは全く事柄の本質に係わっていないからです。自動車産業は、事柄の本性からして、ここでは、関与者達の先取りされた「眞の」利害関心によつて、まず第一に導かれるということはあり得ないからです。その“potestas indirecta”（間接的力）は、従つて非正統的です。正統であるのは、それに対して、この事柄に於て、多数者にとって最善であり万人にとって期待し得ることを貫徹することを試みる人々、この問題に於て彼等の判断が全く異なる種類の部分的利害関心によつて疊らされてはいない人々、こうした人々によつて、憲法に従つて設立された「支配」でしょう。

このような人々の「支配」も、勿論「支配」ではあります。というのも、万人が意見を一致させるまで待つてはいられない

いからです。そして、この場合に、決定が「客観的に」最善のものであるかどうか、決着済みではありません。支配者による「最善のもの」の先取りは、いつも自己自身の責任を賭して為されるのです。例えば、市民達に彼等自身にはじめて決定させしめるような一定の選択案（対案）を示すために、誰かが権力を保持しなければなりません。人々がどれ程生活がより人間的になるかに気付かないうちは、そして、企業家達さえ彼等のより損には全くならないことに気付かないうちは、当局（役所）が、しばしば、まずは一度、しばらくの間、市内を遮断しなければなりません。

しかしながら、一般的利害関心を代表しているという仮定が、空虚な申し立てにとどまらないためには、このようない判断をする少数者が権力を保持することが、多数者によつて認められていかなければなりません。このことが効果的に為され得るために、コミュニケーションがなければなりませんし、それを構造的に妨げるものが壊されていかなければなりません。この点で、私は貴方と一致しています。こうしたことにもうえ上げられるのは、例えば又、人々が彼等の居住地域で共通のテレビ受信の可能性を持つてゐること、そして、家の前は駐

車場ではなく出会いの場所であることなどです。けれども、この妨害を排除することを「民主制化」(Demokratisierung)と同じこととすることに、私なら躊躇いを覚えるでしょう。というのは、この合い言葉の下で、今日度々、非公式的に形成され貫徹される意見を、制度的媒介のフィルターにかけることなく、直接に実践的効果を生じさせるような政治化(Politisierung)が、理解されるからです。しかし、このことによつて、意見交換の自由が、——それがそこにあるというのではなく——再び、そして以前よりひどく、妨げられるということにならざるを得ませんし、実際そうなっています。

私がこのことを詳しく述べる必要はありません。貴方は、

私と同様に、その例をご存じです。貴方は、説得力を持つて、『理論と実践』の新しいまえがきの中で、政治組織的觀点を理論のための理論の中にいきなり持ち込むことが如何に宿命的なことであるかを、示しました。貴方は、その点に、貴方が代表している解放的原理に係わる、不齊合を見ています。そして、貴方は、私がこの不齊合を齊合的なものに解釈し直そうとしている、非難しています。私は、そのことに就いての私の見解を、正確に説明することが容易にできます。理論

を一理論ばかりでなくあらゆる種類の実践的「討議」を一政治的に力尽くで押さえ付けてしまうことは、理論をいきなり実践的なものにしようとすることの、必然的帰結であるように、私には思えます。「形式的な」つまり代表制的な、政治的民主制は、広められている意見、真の帰結と偽の帰結、長期的に実践的な帰結が時熟することを保証するものだと、私は思います。もし、「討議—政治的実践」の往路をより短くするならば、帰路も遺憾ながらそくなってしまいます。もし貴方がこの点で私に同意するならば、意見の違いは消えてしまうように、私には思えます。

親愛なるハーバーマスさん、我々の論争の核心に至るには、私は貴方の真理の同意論に立ち入らなければならないでしょう。私は、この理論を詳しく展開し、様々な反論に対しても防戦しているあなたの草稿を手にしたとき、すでにそれを始めていました。どうも有難う。しかし、それに立ち入ることは、この書簡交換の枠を越えてしまふでしょう。

多分意見を貴方と違えている——私に呈示されているような一点に就いて、全く一般的なことのみを述べることを許し

てください。すでに一度、デュッセルドルフの一九六九年の学会で、私は、貴方が本来非哲学的で「単に経験的」なものとして退けた反論を、貴方に対し行う、という奇妙な状況に立たされました。貴方の手紙の中でも、貴方は、貴方の真理論で問題なのは、実践哲学の問題ではないことを、一私が補えば——そうではなく、貴方の考察の位置価は「超越論的哲学的なもの」だということを、強調しています。貴方は、ある種の「唯物論的超越論哲学」を展開しています。そこで、もし私が真理に就いて語るなら、貴方は、一面で、私に対して形而上学の嫌疑を表明することができます。しかし他面では、私がやはり貴方にも政治的に破碎力のある（brisante）合意論に対して政治的にプラグマティックな反論をするなら、貴方は、貴方の理論の「原理的な」性格へと逃げ込むことができます。貴方の「超越論哲学」は政治的です。しかし貴方はそれを、貴方の「政治」が超越論的哲学的にはることで躊躇っています。

「理想的発話状況」を「先取り」すること、そしてそれを必然的に前提とすること、こういう貴方の諸概念が、極めて実りのあるものだと、私は今尚思っています。しかし、私の

思うところ、貴方の唯物論的諸仮定（Prämisse）は、貴方が貴方の洞察から諸帰結を引き出すことを妨げています。もし理性的談話の諸条件が虚構ならば、それらがそれとして認識されることもあり得ないでしょう。そして、このような虚構を作る要請（Postulat）の持つ理性的性格も、それ自身再び虚構であるでしょう。もしこの点に就いての代案が形而上学と呼ばれるならば、私は喜んで、形而上学は理性的であると思ふことを、告白するつもりです。人が、いつでも、片付けられていていると宣告されている事柄に立ち戻り、この主張のために論議を新たに批判的に吟味することが許されるといふことは、強制のない「討議」の指標なのです。

とはいって、これはもはやこの書簡交換の対象ではありえないでしょう。これが折りに触れて口頭で交わされる議論の統一の対象であり得るならば幸甚です。

敬具

ローベルト・シュペーマン